

幸福実現都市

ふれあい ビタミン あいのまち
うみ・そら・みどりと共に生きる

第1次牧之原市総合計画

平成19年 → 平成27年



新しいまちづくりに向けて



新しい牧之原市が誕生して1年が過ぎました。

私は昨年、市のスタートに当たって「市民のための市役所」を市のすべての判断基準として職員に示すと同時に、「フォーラムまきのほら」を市の課題解決の新しい手法として市民に提案しました。

昨年の10月合併の時点であった新市建設計画の理念は、「幸福実現都市」でした。その中に記載されている内容は、両町民が知恵を絞って新しい市に期待したことばかりでした。私はそれが牧之原市のスタートだと思っています。

しかし、夢や希望ばかりではありません。新しい市ができたといっても、貯金（財政調整基金）が底をついていて、借金返済（起債残高）はたくさんありました。しかも、夏にはありがたくない「実質公債費比率県下ワースト2位」が発表されて、牧之原市の財政は厳しくて、市の将来についてはよっぽど引き締めていかないと大変だと言うことがはっきりしてきました。

一刻の猶予もなく、新しい牧之原市づくりを計画的に始めなければなりません。

そこで、6月から総合計画審議会委員の皆さんに集まっていただき、9月議会に上程できるように答申として成案をまとめてもらうようお願いをしました。

通常は、専門のコンサルタントを入れて1年から2年かけて作成する総合計画ですが、半年で作り上げることに驚いた委員の皆さんも、市の現状を理解してくださり、坂本会長はじめ審議会委員そして担当職員が自らの手によって最大限の力を傾注してくださり答申を頂きました。関係者の皆さんのご努力に深く感謝申し上げます。

この総合計画の完成でスタート台ができました。この総合計画の下、市民参画で市民力を生かした「幸福実現都市・牧之原市」が大きく羽ばたくよう皆さんとともに努力してまいります。

平成18年10月30日

牧之原市長

西原 茂樹

【牧之原市総合計画目次】

はじめに

1 目的	3
2 計画の構成	3
3 市の概況	4
4 将来推計人口、世帯数	5
5 社会経済的背景	6

I 編 基本構想

1 章 基本理念	11
2 章 将来都市像	12
3 章 将来都市像の実現に向けて	16

II 編 基本計画

1 章 計画の前提	28
2 章 実現のための基本姿勢	31
3 章 主要課題の展開	32
4 章 各論	34
5 章 市における県事業の推進	61

資料編

1 総合計画審議会条例	65
2 牧之原市総合計画審議会委員名簿	66
3 計画策定の主な経過	66
4 諮問・答申	67
5 計画策定体制	69
6 用語解説	70

はじめに

はじめに

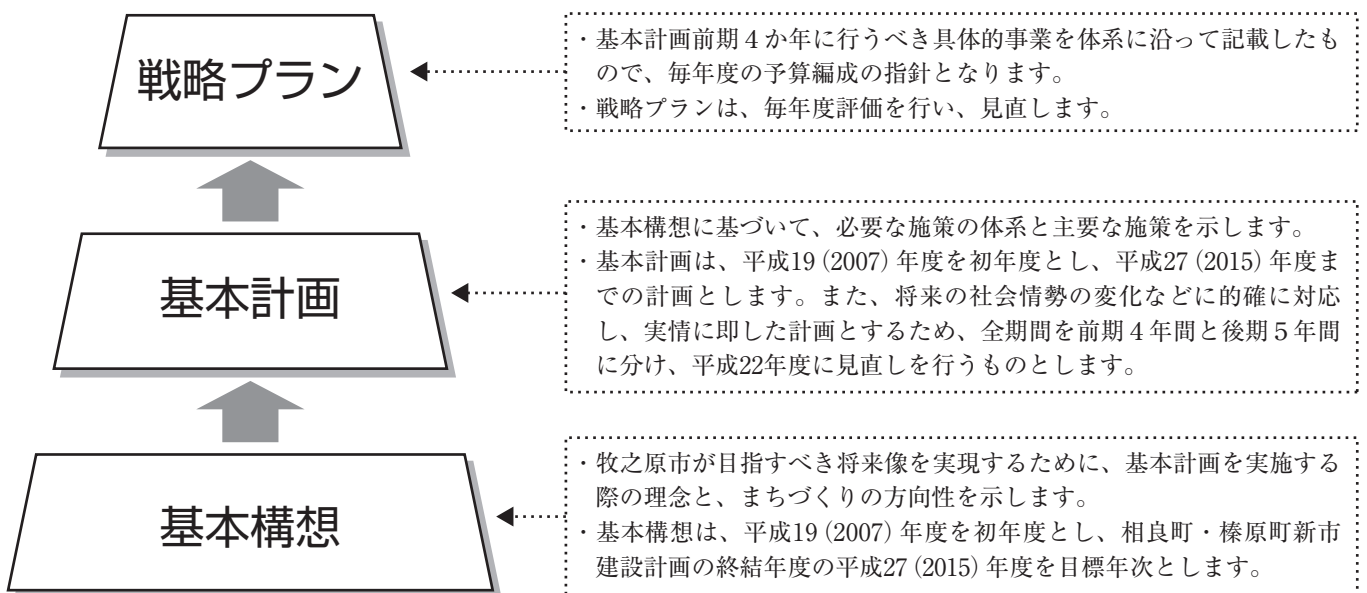
1 目的

この総合計画は、旧相良町、旧榛原町の歴史・文化とこれまでの発展の成果を継承するとともに、牧之原市の基本理念を実現するために、市民と行政が協働して取り組むまちづくりを推進するための施策の方向を定めることを目的とします。

また、この総合計画は、本市集中改革プランと連動し、自立的な行政運営と財政の健全化の両立を図ることを目指すものです。

2 計画の構成

第1次牧之原市総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「戦略プラン」により構成し、それぞれの性格と目標年次・期間を次のように定めます。



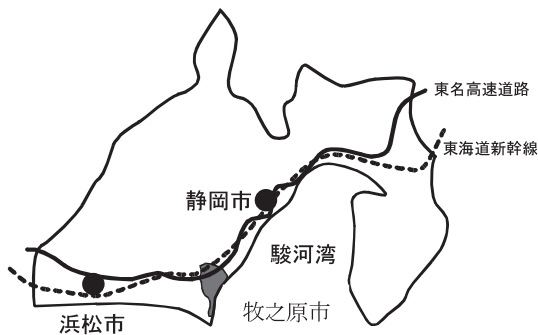
年度	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
戦略プラン	I期 (平成19年度～22年度 4年間)				II期 (平成23年度～25年度 3年間)			III期 (平成26年度～28年度 3年間)		
	◎：基本構想見直し				○：基本計画見直し					
基本計画	前期計画 (平成19年度～22年度 4年間)				後期計画 (平成23年度～27年度 5年間)					
					○見直し					
基本構想	平成19～27年度(9年間)									◎見直し

3 市の概況

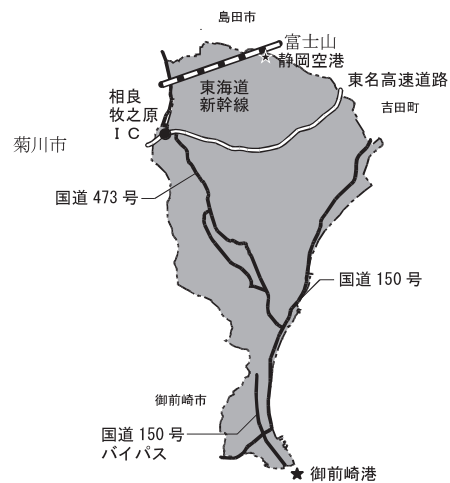
(1) 地理的条件

- ・本市は静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、静岡市より約 35 km、浜松市より約 45 km の距離にあります。市域は東西 10.9 km、南北 20.3 km、面積 111.5 k m²です。
- ・日本一の大茶園である牧之原台地を背にしており、萩間川や坂口谷川、勝間田川などの 2 級河川が駿河湾に注いでいます。
- ・市域を国道 150 号、国道 473 号、東名高速道路が通り、相良牧之原インターチェンジが開設されています。市の南部には御前崎港が位置し、北部には平成 21 年春、富士山静岡空港の開港が予定されています。

静岡県内における本市の位置



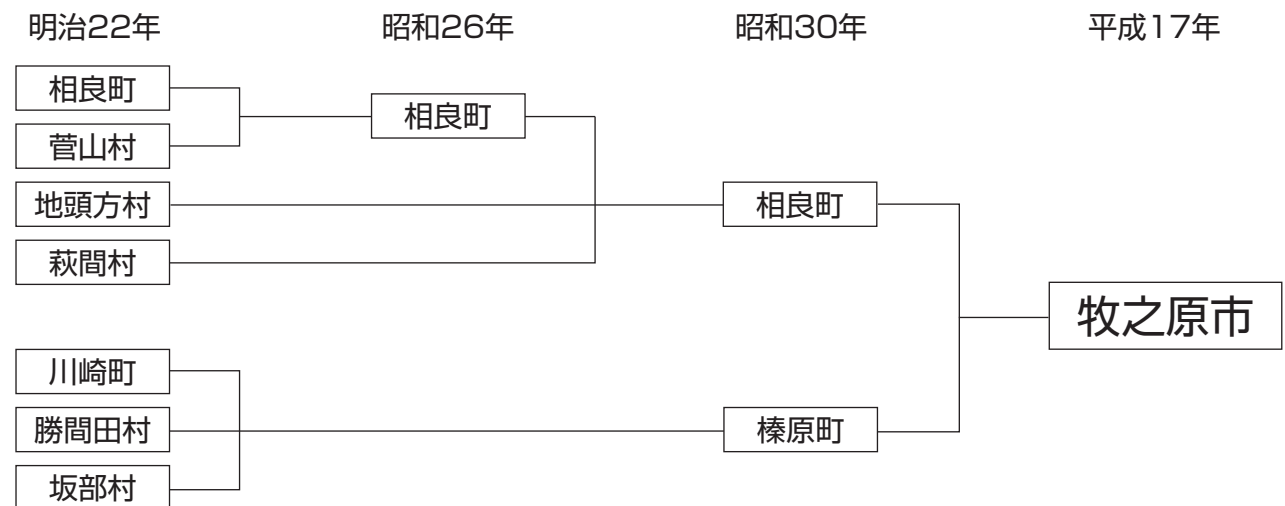
本市の道路交通



(2) 牧之原市誕生までの変遷

旧 2 町は、明治の大合併時に市町村制を施行し、地方自治の確立を目指した昭和の大合併時に相良町・榛原町となり、2 町は平成 17 年 10 月 11 日に合併し、牧之原市が誕生しました。

○合併の歩み



4 将来推計人口、世帯数

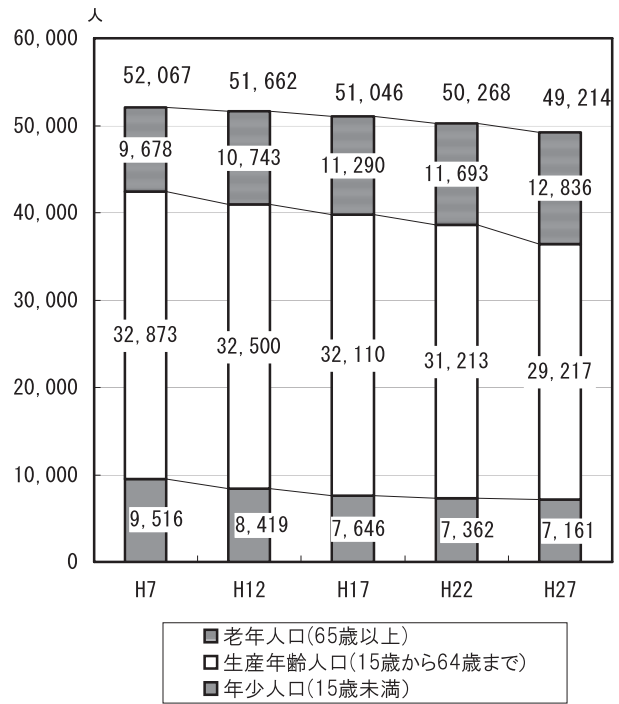
1 人口

人口は、平成12年の51,662人(国勢調査)から、平成27年に49,214人となることが見込まれます。

年齢階層別人口は、平成27年において年少人口が7,161人(構成比14.6%)、生産年齢人口が29,217人(59.3%)であり、平成12年時点と比較すると減少することが見込まれます。

一方、老年人口は、平成27年において12,836人(26.1%)であり、高齢化の進行が見込まれます。

富士山静岡空港の開港などによる広域交通条件の向上を活かし、産業の振興を図ることなどにより、定住人口を確保していくことが求められます。



2 世帯数

世帯数は、平成12年の14,554世帯(国勢調査)から、平成27年に16,405世帯と増加することが見込まれます。

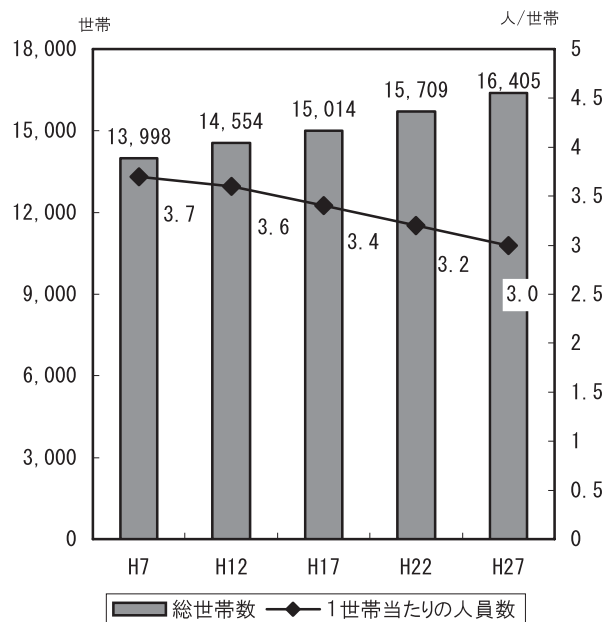
1世帯当たりの人員数は、減少傾向にあり、平成12年の3.6人から、平成27年に3.0人となることが見込まれます。

※平成7年、12年は実績値。平成17年、22年、27年は推計値。

※人口、年齢階層別人口：平成7年、12年の国勢調査における人口を基に、コホート要因法を用いて推計。

※総世帯数：総人口を1世帯当たりの人員で割って総世帯数を算出。

※1世帯当たりの人員：昭和55年～平成12年の国勢調査における1世帯当たりの人員の近似値を基に、直線回帰分析により推計。



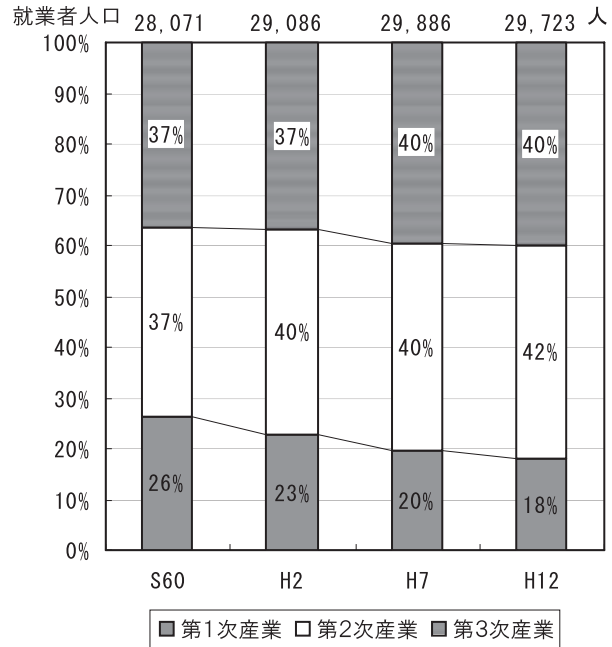
5 社会経済的背景

1 就業者人口

15歳以上の就業者人口は増加の傾向にありましたが、平成7年から12年にかけてわずかながら減少しました。

産業別就業人口比率をみると、第1次産業は減少の傾向にあり、平成12年において全体の2割弱となっています。代わって、第2次産業、第3次産業が増加の傾向にあり、平成12年においてそれぞれ全体の約4割を占めています。

就業者人口、産業別就業人口比率の推移



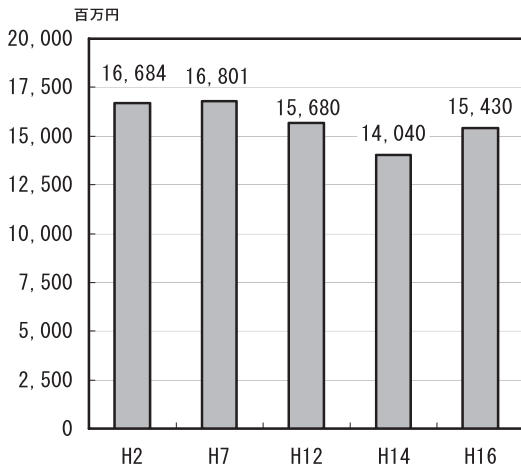
2 各産業の概況

(1) 農業・漁業

恵まれた自然条件や地理的条件を活かし、茶、水稲、温室メロン・イチゴ、レタス、大根などが栽培されています。なかでも牧之原台地を中心に生産されている茶は、基幹作物として農業産出額の大半を占めています。また、シラス船引網や一本釣り漁などの沿岸漁業が営まれています。

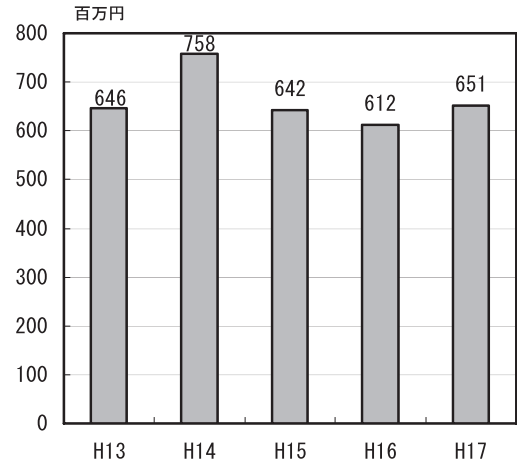
近年、農漁業従事者の高齢化や担い手不足の進行などにより、農業産出額は減少の傾向にあり、農業・漁業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

農業産出額（農業粗生産額）の推移



(資料：関東農政局静岡統計事務所「静岡県の生産農業所得統計」)

水揚高の推移



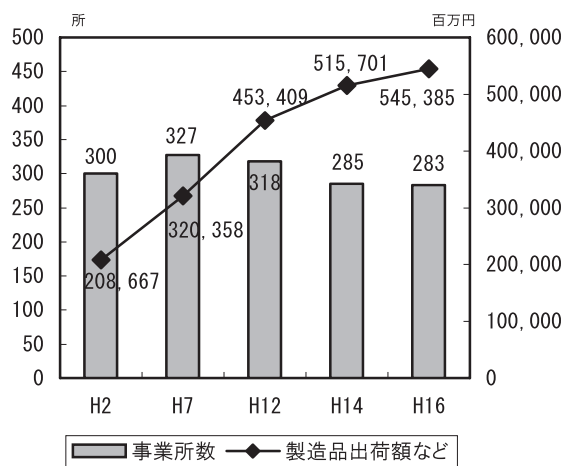
(資料：相良町「データバンク相良」)

(2) 工業

積極的な企業誘致を進めた結果、自動車関連、電気関連などの大手企業が立地し、さらに白井、坂口工業団地などに企業が進出しています。

製造品出荷額は大幅な増加傾向にあり、今後、富士山静岡空港や御前崎港の活用により、一層の発展が期待されます。

事業所数、製造品出荷額などの推移
(従業者4人以上の事業所)

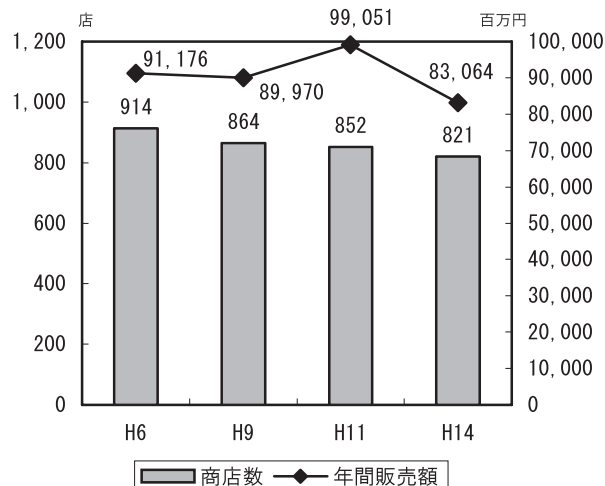


(資料：経済産業省「工業統計」)

(3) 商業

市街地の中心部などに衣服・身の回り品などの小売を中心とした商店街があります。また、国道150号沿線に小売店舗、飲食店、自動車販売店などの立地も進んでいますが、商店数、年間販売額はともに減少の傾向にあります。

商店数、年間販売額(総数)の推移

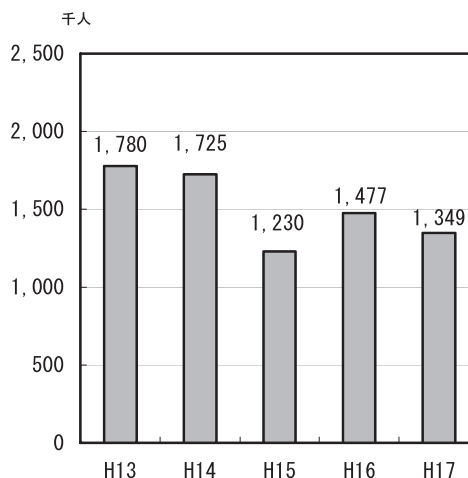


(資料：経済産業省「商業統計」)

(4) 観光

相良サンビーチ、静波、前浜、鹿島の4つの海水浴場や油田の里公園、子生れ温泉、勝間田公園などの施設があります。また、海水祭り、草競馬大会、つつじ祭りなどのイベントが行われていますが、海水浴客などの減少により、観光客入込客数は減少傾向にあります。

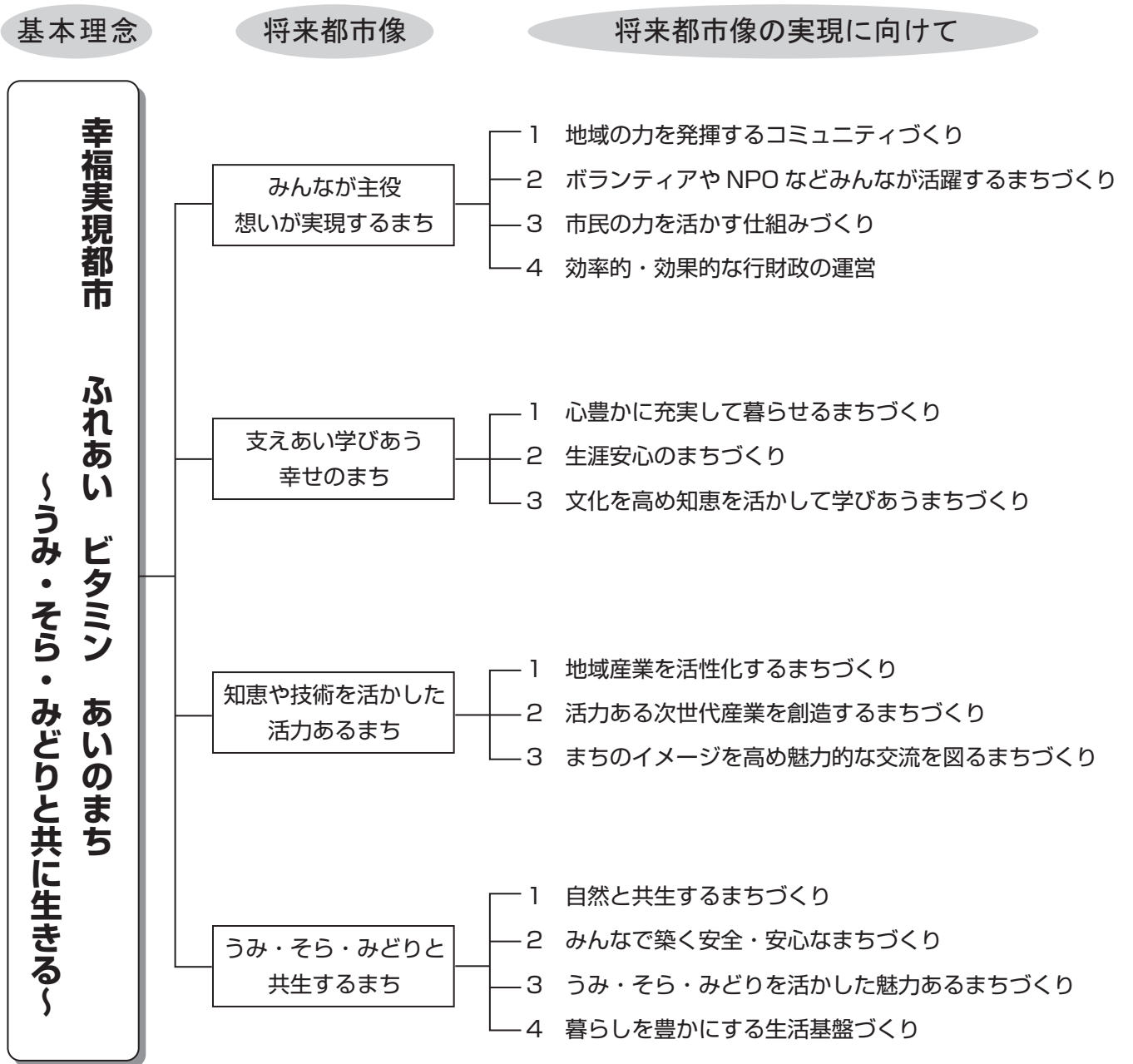
観光客入込客数の推移



(資料：静岡県「観光交流の動向」)

基本構想

【基本構想の体系】



I 編 基本構想

ここでは、市民が積極的にまちづくりに参画し、知恵を出し、行政と協働していく社会を実現していくための基本理念を掲げます。

1章 基本理念

幸福実現都市

ふれあい ビタミン あいのまち ～うみ・そら・みどりと共に生きる～

ここでいう「ふれあい」とは、多様な世代やさまざまな人々との、心のふれあいと支えあいのある地域の中で、すべての市民が等しく人間として尊重され、持てる力を十分に発揮できる、人間的なつながりのあるまちをつくっていくことを意図しています。

また本市は、ビタミン学の世界的権威の鈴木梅太郎博士生誕の地であり、特産のお茶やみかんには豊富なビタミンが含まれています。ここでいう「ビタミン」には、元気や若さ、健康の意味を込めています。本市では、健康をさまざまな施策の基本として、市民が、生涯にわたって心と体が健康で充実した生活を送ることができるまちの実現を意図しています。

私たちは、人と人のつながりを大切にし、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」をまちづくりの基本理念とします。

また、「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」を実現していくための手段として、「うみ・そら・みどりと共に生きる」という考え方を提案します。

「うみ・そら・みどりと共に生きる」とは、本市の自然やまちの活力の源となる特性を表しています。

「うみ・そら・みどりと共に生きる」により、「幸福実現都市 ふれあい ビタミン あいのまち」を基本理念に市民の皆様とともに、市民の豊かで安定した暮らし、地域経済の健全な発展を目指して、これからのまちづくりに取り組んでいきます。

2章 将来都市像

ここでは、基本理念の実現に向けて

「みんなが主役 想いが実現するまち」
「支えあい学びあう幸せのまち」
「知恵や技術を活かした活力あるまち」
「うみ・そら・みどりと共生するまち」

の4つの将来都市像を掲げ、これら相互の連携を図りつつ、総合的にまちづくりを進めます。

第1 みんなが主役 想いが実現するまち

1 コミュニティ

地域住民主体のコミュニティ活動により、自治体を支えていく住民主導のまちづくり活動を進めるとともに、地域活動の拠点整備や体制づくりを推進します。

また、地域の福祉、教育や環境活動団体、さらには防災組織などのさまざまな主体がその特性を活かして連携し、まちづくりの原動力となり、地域における課題の解決などに取り組めます。

2 NPO等

まちづくりの担い手として期待されるさまざまなボランティアやNPOなどの活動を支援するとともに、市民活動のネットワーク化を図り、みんなが活躍するまちづくりを推進します。

3 市民

市民が主体的にまちづくりを行っていくため、市民と行政による協働や市民参画の仕組みを整えるとともに、市民と行政の相互理解を一層深め、それぞれの役割と責任で市民主体の自治を目指します。

また、すべての市民が人間として尊重されるとともに、男女がその個性と能力を発揮し、責任を分かち合う社会の実現を目指します。

4 行政

きめ細かな行政サービスと効率的な市政運営を両立するため、行政の施策・組織体制を見直し、多様な住民ニーズに対応できる行財政運営を目指します。

また、人材の育成や職員の適材適所への配置を図るとともに、政策立案能力の向上を図ります。

さらに、地方分権の推進や行財政基盤の強化など、効率的な行財政運営を行うため、広域行政を推進します。

第2 支えあい学びあう幸せのまち

1 健康

心や体が健康で、市民一人ひとりが生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう、年齢、性別、障がいの有無などにとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重し合い、生涯を通じて自由に学び、スポーツなどに親しめる多様な機会を提供します。

また、市民誰もが幸せに暮らせるよう、健康づくりに取り組む団体や、地域の医療機関と相互に連携を図りながら、健康づくり運動を推進します。

さらに、地域住民の連携による取組への支援やボランティア活動などの地域で支えあう仕組みづくりを進めます。

2 福祉

生涯を安心して暮らすことができるように、出産・子育てを支援する体制や保育施設の整備・充実を図るとともに、高齢者や障がいのある人の自立した生活を支援する体制を整えます。

また、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設などの整備、改善に努めます。

さらに、交通弱者の移動手段の確保や、身近で適切な医療が受けられるように医療機関との連携強化を図り、地域医療体制の一層の充実に努めます。

3 教育・文化・スポーツ

将来を担う子どもを健全に育むため、学校教育、家庭や地域での教育を一層推進するとともに、耐震補強工事を進め学校施設などの整備充実に努めます。

また、生涯学習活動や社会教育プログラムを整備、提供し、健康とスポーツを関連付けた事業展開など、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

さらに、地域の文化を守り、市独自の文化を創造・発信します。

また、歴史・文化の調査・学習やささまざまな文化に親しむことのできる環境を整えます。

第3 知恵や技術を活かした活力あるまち

1 産業

農業・漁業、商工業などのまちを支える産業の担い手の育成、基盤整備や異業種間の交流を促進し、地域産業の活性化を進めます。

2 経済

富士山静岡空港や御前崎港、さらには高速道路などの立地条件を活かした企業誘致を積極的に図り、新たな産業の創出や起業を支援します。

また、新卒就職者の職場確保、高齢者や障がいのある人の雇用を支援します。

3 観光・交流

地域の自然や文化など、魅力ある観光資源を活用し、まちのイメージを高めることで、交流人口の増加を図ります。

また、姉妹都市、友好都市交流を推進します。

さらに、国際感覚豊かな感性を育むとともに、市民の主体的な国際交流活動を支援、促進します。

第4 うみ・そら・みどりと共生するまち

1 環境

市としての自然環境、生活環境に対する姿勢を明らかにし、市民参加による環境問題への取組を推進します。

また、海、川、里山などの大切な自然を市民共有の貴重な財産として認識し、次世代に継承できるよう、保護・復元・活用を進めます。

さらに、資源のリサイクル活動の推進や、自然エネルギーの普及により環境に配慮したやさしいまちづくりを進めます。

2 安全

日常生活の安心・安全を維持するため、市民や事業者、警察などの関係機関との連携・協力のもと、地域ぐるみの安全活動を支える体制を整備します。

また、市民の意識啓発、建物の耐震化や防災設備の整備など、防災対策の強化を進めます。

さらに、消防、救急体制の再編や市民と行政が一体となった交通安全運動を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めます。

また、原子力災害をはじめ、さまざまな危機を想定し、市として組織的な危機管理体制を整えます。

3 都市基盤

交流や連携を支え、市の持つ力を高めるとともに、市民の利便性の向上を図るため、富士山静岡空港、御前崎港や相良牧之原インターチェンジ、これらと連結する高速交通網の整備を促進します。

また、美しい景観づくりや計画的で調和のとれた土地利用を進めます。

4 生活基盤

快適に安心して暮らすことができるまちをつくるため、ユニバーサルデザインに配慮した身近な生活道路、公園や水辺空間の整備を進めます。

また、公共交通機関の充実を図るため、コミュニティバスを導入するなど、地域の実情にあった生活交通の確保対策を進めます。

さらに、高速情報通信基盤を活用した市民サービスの向上を図るためのシステムの構築を進めます。

3章 将来都市像の実現に向けて

ここでは、将来都市像の実現に向けての基本的な考え方を述べます。

第1 みんなが主役 想いが実現するまち

＜コミュニティ、NPO等、市民、行政＞

1 地域の力を発揮するコミュニティづくり

(1) 地域活動の支援

地域が持つ人材や知識、技術などの地域資源を活かし、住民が主体となって行うまちづくり活動、地域住民相互の交流により家族・地域の絆を強める活動、あるいは誰もが参加しやすいコミュニティ活動プログラムの導入など、地域づくり活動を支援します。

(2) 地域活動の施設や体制整備

地域づくり活動の拠点となる施設の有効活用を図るとともに、地域活動に関わる人材の発掘やリーダーの育成などを支援し、それらを地域づくり活動に活かす仕組みをつくります。

また、自治組織のあり方や仕組みを検討し、地域と行政の協働を推進します。

2 ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり

(1) テーマ型活動の支援

市民の暮らしの向上などのまちづくりに関し、地域を越えて活動を展開するボランティア活動、NPO活動などのテーマ型活動を支援します。

また、NPOの認証を受けようとする団体については、組織化を支援します。

さらに、各種行政計画策定や個々の事業・施策における市民との協働を推進します。

(2) 活動体制や人材育成の推進

まちづくりに関わるグループ、団体相互のネットワーク化を推進するとともに、活動をコーディネートする人材を育成します。

また、個々のグループや団体の活動、団体相互が交流する拠点として、まちづくりセンターの整備を検討します。

3 市民の力を活かす仕組みづくり

(1) 市民参画の仕組みづくり

協働の推進やNPOなどの市民活動支援のための条例を制定するなど、まちづくりへの市民参画の仕組みを構築するとともに、フォーラムまきのはらなどの討論を踏まえた政策提案の場を提供し、市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と行政が協働で事業を企画し、実施します。

また、社会の幅広い分野における政策決定過程への市民の積極的な参画を図ります。

(2) 情報の交流と共有の推進

広報紙やホームページ、あるいはおでかけトークなどの多様な手段により、行政情報を積極的に提供・公開し、情報の共有化を図って、開かれた市政を進めます。

また、地域情報の発信についても、インターネットを利用した市民放送局の開設を支援します。

さらに、市民と協働し、市独自の個性や魅力について統一したイメージ形成を図るとともに、これらの魅力を全国に発信し、各分野で利活用することにより、市民のまちづくりへの活力を高めます。

4 効率的・効果的な行財政の運営

(1) 事務事業の見直しと行財政改革

地方分権が進展する状況や行政改革大綱に基づく集中改革プランを踏まえ、すべての事務事業をゼロベースから見直します。

また、市民満足度の向上や成果重視の行政運営を図るため、行政評価システムを導入し、行政の効率化と健全な財政運営を進めます。

(2) 行政組織のスリム化と施策遂行力の強化

民間活力導入やアウトソーシング、新たな公共の担い手との協働体制の構築などにより、行政組織のスリム化を図るとともに、公共施設の適正な維持管理に努めます。

また、職員の政策形成能力の養成など、資質の向上を図ります。

(3) 広域行政の推進

効率的な行政サービスのため、周辺市町との協力により広域行政を推進します。

また、富士山静岡空港周辺地域における都市圏の形成など、新たな地域発展に向けての取組を検討します。

第2 支えあい学びあう幸せのまち

<健康、福祉、教育・文化・スポーツ>

1 心豊かに充実して暮らせるまちづくり

(1) 生涯学習社会を目指すまちづくり

市民が生きがいを持ち、活力ある生活を送ることができるよう、学習者への情報提供、教養講座の開設や生涯スポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習活動の促進を図ります。

また、活動に必要な情報の収集や発信を誰もが容易にできる生涯学習情報ネットワークを構築します。

さらに、既存図書館の施設や設備の改善、職員の資質向上を図るとともに、児童・生徒、青少年を中心とした読書普及運動を推進します。

また、図書館、体験学習の場などの整備について調査研究します。

(2) 健康づくりの推進

健康増進や生活習慣の改善のため、健康に関わる情報の提供、健康診断から教育などに関する総合的な相談機能の整備を図ります。

また、地域資源や特産品を活用するなど、地域の食文化を大切にした健康づくりを進めます。

さらに、心も体も伸びやかに過ごせるよう、スポーツや自然体験などを通して、心の強さ、おおらかさを養うための健康教育など、市民の生涯を通じた健康管理を支援します。

(3) 地域で支えあう福祉の推進

市民誰もが地域で幸せに暮らせるよう、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア活動の促進や質の高い保健福祉サービスの提供により、福祉を支える環境づくりに取り組みます。

2 生涯安心のまちづくり

(1) 子育て支援の推進

子どもが伸び伸びと健やかに成長していけるよう、子どもと子育てをする家庭への支援、職場環境の改善、地域の人材を活かした地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

また、保育施設などの整備や、多様な保育サービスの提供を図ります。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が地域でハツラツと暮らせるよう、生きがいとなる社会参加の機会を増やすとともに、要介護状態への進行予防に取り組みます。

また、生活支援や介護を必要とする高齢者に対しては、在宅でのサービスなどを充実し、住み慣れた地域で暮らせるように支援するとともに、介護保険事業の円滑な運営も進めます。

(3) 障がい者福祉の推進

障がいのある人が地域で安心して自立して暮らせるよう、福祉サービスの供給基盤整備や就労機会の確保を図ります。

また、情報提供や相談体制を充実します。

さらに、交流や学習などを通じた心のバリアフリーに関する事業を促進します。

(4) 地域医療の充実

市民が安心できる救急医療体制の強化などを図り、病診連携のもと、安定した地域医療を確立します。

3 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

(1) 学校教育の充実

基礎・基本をしっかり身に付け、自ら学び考え正しい判断ができる力を育むとともに、一人ひとりの才能や個性を活かす特色ある多様な教育活動を展開します。

また、共生・共育の精神を基盤に、一人ひとりの子どもが互いに認め、尊重し合う人権教育を推進します。

さらに、これらの教育を実現するための学校施設の改修、整備を進めるとともに、学校の安全対策を強化します。

また、高等教育機関などと協働し、地域と結びついた特色ある教育の推進と、医療や福祉などの時代の要請にこたえる人材を地域で育てる教育について、検討を進めます。

(2) 家庭や地域による教育の充実

家庭の教育力向上や地域ぐるみで子どもを育てる環境整備のため、家庭と地域、学校が連携して、保護者の学習、住民主導の子どもを育てる体制づくり、青少年の健全育成を推進します。

(3) 地域の文化を守り育てるまちづくり

地域の文化を守り、ふるさと意識を育てるため、伝統文化を継承する人材の育成や歴史文化財の保全・活用を進めます。

また、歴史・文化の研究・学習、子どもをはじめ地域住民が参加する地域での祭りや学習活動を支援します。

さらに、さまざまな芸術・文化に親しむことができるよう、鑑賞や発表の場・機会を提供します。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

市民がスポーツやレクリエーション活動にいつでも取り組めるよう、本市のスポーツ振興施策の特徴と独自性を踏まえた総合型地域スポーツクラブの設立に向けて取り組みます。

また、スポーツ施設の整備、指導者の育成などの生涯スポーツ社会の実現を図ります。

第3 知恵や技術を活かした活力あるまち

〈産業、経済、観光・交流〉

1 地域産業を活性化するまちづくり

(1) 農業・漁業の振興

日本一の茶どころとして、ブランド化や茶園管理の省力化、効率化を図るため、茶園基盤の整備を推進するとともに、お茶の消費拡大に向け産地宣伝を強化するなど、生産者・流通関係者などとの協働により茶業振興に取り組みます。

また、担い手を育成し、新技術の導入や環境保全型農業の推進による付加価値の高い特産農産物の開発や、富士山静岡空港などの立地の条件を活かした新規販売ルートの確保を支援し、産地のイメージアップを図ります。

漁業については、漁港施設の整備や放流事業、漁場の保護などにより栽培型漁業を推進するとともに、漁業協同組合などの基盤強化を支援します。

(2) 商工業の振興

活力ある商店街づくりのため、商店街環境整備を推進するとともに、地域コミュニティや観光に着目したサービスの実施、商店街イベント事業を商工関係団体などとの協働により推進します。

また、誰もが気軽に利用できる、賑わいあふれる商店街の形成を図るため、商業関係者、地域住民、市が協働して行う商店の魅力向上、空き店舗対策への支援、商店街のバリアフリー化など、まちづくりと一体となった取組を進めます。

さらに、中小企業者の経営革新への取組を支援し、経営の近代化や人材の育成、雇用環境の向上を図ります。

(3) 異業種・異分野交流の促進

商工関係機関や市民団体などとの協働により、異業種間・異分野間の交流の場を設け、ビジネスチャンスを創出します。

2 活力ある次世代産業を創造するまちづくり

(1) 臨空型、臨港型産業の創出

富士山静岡空港や御前崎港周辺には物流施設などの関連施設が集積されるよう、計画的な土地利用や交通網の整備促進を着実に進めるなど、環境整備を図ります。

(2) 企業誘致の推進

富士山静岡空港、御前崎港、相良牧之原インターチェンジなどを備えた広域交通の要衝地として、立地条件を活かし、企業立地に向けた受け皿づくりを推進することで、市場変化に強い、新たな企業を誘致します。

(3) 産業雇用の支援

企業と学校などとの連携による産業雇用支援ネットワークづくりを推進し、産業側と労働提供側との情報交換を通じて、雇用の場や質の高い労働力の確保を促進します。

また、地域の経済競争力を高めるとともに、経営革新や起業を支援します。

3 まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

(1) 観光振興とまちのイメージのアピール

地域の歴史、文化、自然体験、スポーツ体験などの体験活動も視野に入れながら、商工業団体や農業生産者団体などとの連携のもと新しい観光プログラムの開発や施設の整備、マリンスポーツイベントの開催などを進めます。

また、市の個性を表すシンボルマークやイメージカラーなどを活用し、まちの魅力を高め、国内外へアピールします。

さらに、ロケーションの誘致・支援活動の促進による地域の新たな魅力づくりと情報発信を促進します。

(2) 姉妹都市・友好都市交流の推進

姉妹都市や友好都市との市民が主体となった国内・国外交流を進め、まちの活性化や広い視野を持った心豊かな人材の育成を図ります。

また、市民団体との連携、協働のもとに市民主体の交流活動を推進します。

さらに、外国籍市民などが暮らしやすいまちに向けた取組を進めます。

第4 うみ・そら・みどりと共生するまち

〈環境、安全、都市基盤、生活基盤〉

1 自然と共生するまちづくり

(1) 自然と共生する暮らしの推進

豊かな自然環境を市民や各種団体と連携しながら保全、復元するとともに、社会経済活動、市民生活における環境への負荷軽減など、市としての環境に対する姿勢を明らかにするため環境基本計画を策定します。

また、環境マネジメントの構築のため、エコアクション21への取組を推進します。

さらに、NPO、学校、企業などと連携し、河川・海岸の美化・維持活動に努めるとともに、海・川・里山の保護、復元活動を実施する各種団体のネットワーク化を図ります。

また、里山などのフィールドをキャンパスとした学習活動の展開により、環境を思いやるやさしい感性を育みます。

(2) 人にやさしい環境をつくろう

市民・事業者・行政が連携し、ごみの分別や生ごみの堆肥化などのバイオマス利活用の推進、資源のリサイクル活動を普及・啓発し、ごみの減量化を進めます。

また、風力発電や太陽光発電など、環境の循環を促す自然エネルギーの普及を促進し、自然環境に配慮したやさしいまちづくりを推進します。

2 みんなで築く安全・安心なまちづくり

(1) コミュニティが支える防災のまちづくり

市民の防災意識を高め、防災訓練の実施など、コミュニティが支える防災のまちづくりを進めるとともに、防災無線などの情報通信機器の整備、建物の耐震化に努めます。

また、原子力安全対策の推進に努めます。

さらに、家庭内防災対策の徹底を図るため、家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業を実施します。

また、水害、津波、土砂災害などの自然災害を未然に防止し、被害を最小限に留めるため、保全施設の計画的整備や避難体制の強化を図ります。

(2) 地域に根ざした消防体制の確立

地域住民に信頼される消防団を目指し、地域コミュニティ活動への積極的な参加を促進し、火災などの災害現場における円滑な協力体制の確立を図ります。

また、常設の消防・救急体制の効率化を図るとともに、より機能的な消防、救急業務が展開されるよう、消防体制の広域的再編を進めます。

さらに、地震の際にも有効的に活用できる耐震性貯水槽など、消防防災施設の計画的整備を進めます。

(3) 地域における安全・安心な暮らしの確保

市民の交通安全意識の高揚を図るため、地域・職場・学校との連携のもと住民参加型の交通安全活動を積極的に推進します。

また、交通弱者にも配慮し、緊急性・危険度の高い箇所から交通安全施設の整備を図ります。

さらに、関係団体と地域とが一体となって、犯罪の予防、暴力追放、自主防犯意識の普及活動などを推進します。

また、消費生活センターの専門性を高め、消費者への情報提供、消費生活相談の充実や消費者団体の活動支援を図るなど、市民一人ひとりが自立した消費者として行動できるように支援します。

3 うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり

(1) 広域交通拠点の整備

市の玄関口となる富士山静岡空港、東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置、御前崎港や海上輸送路の整備などについて、関係機関に積極的に働きかけていきます。

(2) 幹線道路体系の整備

富士山静岡空港や御前崎港、あるいは相良牧之原インターチェンジを結ぶ幹線道路の体系的整備を推進するとともに、地域の主要道路についても、南北軸と東西軸を効果的に連結させるなど、幹線道路の整備を進めます。

また、国道150号バイパスなどの整備を促進します。

(3) 良好な景観の保全と創出

海や里山などの豊かな自然景観を保全するとともに、良好な市街地創生の誘導を行い、景観に配慮した道路、河川、公園などの公共施設を整備し、美しい街並づくりを推進します。

また、花の植栽や緑化により風景を整備するなど、市民との協働のもとに良好な景観の創出に努めます。

(4) 計画的な土地利用の推進

地域の自然的、社会的、経済的な条件を十分に配慮して、土地利用の方向性を定め、適切な土地利用への誘導を図ります。

4 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

(1) 快適でうるおいのある生活基盤の整備

地域の特性を活かした基盤づくりを進めるため、企画段階から市民との協働を図るとともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの観点を踏まえるなどして、道路・河川・公園の整備を推進します。

また、飲料水の安定給水を図るため、管路網の整備や老朽化した水道管の布設替えを推進します。

さらに、市民との協働により生活道路や地域の河川、公園などの環境美化活動を推進します。

(2) 公共交通の充実

バス路線については、適切な運行回数の確保とコミュニティバスを運行するなどして、市民の利便性の向上を図ります。

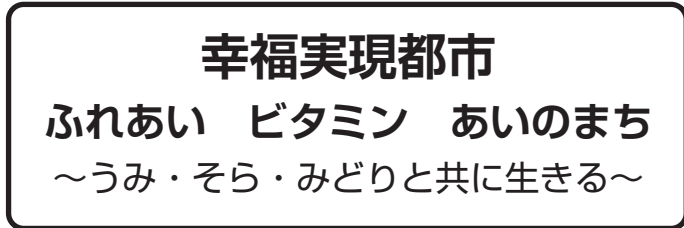
(3) 情報基盤・ネットワークの整備

市民サービスの利便性の向上を図るため、公共施設のネットワーク化を進めるとともに、電子申請や公共施設のオンライン予約などのシステムの構築を進めます。

平成 18 年 10 月 30 日 確定

基本計画

基本計画の体系表



第1 みんなが主役 想いが実現するまち
〈コミュニティ、NPO等、市民、行政〉

1 地域の力を発揮するコミュニティづくり

- (1) 地域活動の支援
- (2) 地域活動の施設や体制整備

2 ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり

- (1) テーマ型活動の支援
- (2) 活動体制や人材育成の推進

3 市民の力を活かす仕組みづくり

- (1) 市民参画の仕組みづくり
- (2) 情報の交流と共有の推進

4 効率的・効果的な行財政の運営

- (1) 事務事業の見直しと行財政改革
- (2) 行政組織のスリム化と施策遂行力の強化
- (3) 広域行政の推進

第2 支えあい学びあう幸せのまち
〈健康、福祉、教育・文化・スポーツ〉

1 心豊かに充実して暮らせるまちづくり

- (1) 生涯学習社会を目指すまちづくり
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 地域で支えあう福祉の推進

2 生涯安心のまちづくり

- (1) 子育て支援の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の推進
- (4) 地域医療の充実

3 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 家庭や地域による教育の充実
- (3) 地域の文化を守り育てるまちづくり
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興

第3 知恵や技術を活かした活力あるまち
〈産業、経済、観光・交流〉

1 地域産業を活性化するまちづくり

- (1) 農業・漁業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 異業種・異分野交流の促進

2 活力ある次世代産業を創造するまちづくり

- (1) 臨空型、臨港型産業の創出
- (2) 企業誘致の推進
- (3) 産業雇用の支援

3 まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

- (1) 観光振興とまちのイメージのアピール
- (2) 姉妹都市・友好都市交流の推進

第4 うみ・そら・みどりと共生するまち
〈環境、安全、都市基盤、生活基盤〉

1 自然と共生するまちづくり

- (1) 自然と共生する暮らしの推進
- (2) 人にやさしい環境をつくろう

2 みんなで築く安全・安心なまちづくり

- (1) コミュニティが支える防災のまちづくり
- (2) 地域に根ざした消防体制の確立
- (3) 地域における安全・安心な暮らしの確保

3 うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり

- (1) 広域交通拠点の整備
- (2) 幹線道路体系の整備
- (3) 良好な景観の保全と創出
- (4) 計画的な土地利用の推進

4 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

- (1) 快適でうるおいのある生活基盤の整備
- (2) 公共交通の充実
- (3) 情報基盤・ネットワークの整備

Ⅱ編 基本計画

1章 計画の前提

第1 将来都市構造

本市の大枠の土地利用が分かるように、機能・特性が類似する一定のまとまりのある土地の区域をゾーンとして設定します。その中で、公共機関サービスや広域道路交通などの機能が集積する地区を拠点として位置付けます。さらに、広域圏域内外の人や物が往来する主要な道路交通、市の各機能を結ぶ道路を連携軸として位置付けます。

(1) 骨格的な土地利用

- ・本市の土地利用は、それぞれの地域の均衡ある発展を目指し、現状を踏まえ、交通条件や周辺環境などを配慮し、民間活力の導入も視野に入れ、適正な配置、誘導に努めます。
- ・広域的な幹線道路の沿道においては、その特性を活かした土地利用を図っていきます。

①市街地ゾーン

- ・住宅地を主とする市街地ゾーンは、居住環境の整備・改善を進め、安全で住み良い環境の実現を図ります。

②工業地ゾーン

- ・工業団地を主とする工業地ゾーンは、効率的利用及び未利用の用地への企業誘致を図ります。

③集落・農地保全ゾーン

- ・在来集落地、農地、山林からなる集落・農地保全ゾーンは、良好な自然環境を保全しつつ、集落地の住みやすさの向上を図るため、生活環境の整備・改善を図ります。
- ・農業振興のための基盤整備の推進、優良農地の保全などを図ります。

④海岸活用ゾーン

- ・海岸活用ゾーンは、水際線の自然環境を保全し、レクリエーションや交流の場としての整備を進めます。

⑤港・空港・インターチェンジ周辺ゾーン

- ・御前崎港周辺のゾーンは、港に関連する土地利用の誘導を図ります。
- ・富士山静岡空港周辺のゾーンは、自然の保全と空港に関連する産業の誘致などを考慮し、緑地の保全や空港関連施設などの適切な立地を促進します。
- ・相良牧之原インターチェンジ周辺のゾーンは、一面に広がる茶園に配慮しつつ、流通施設や商業施設の立地を図ります。

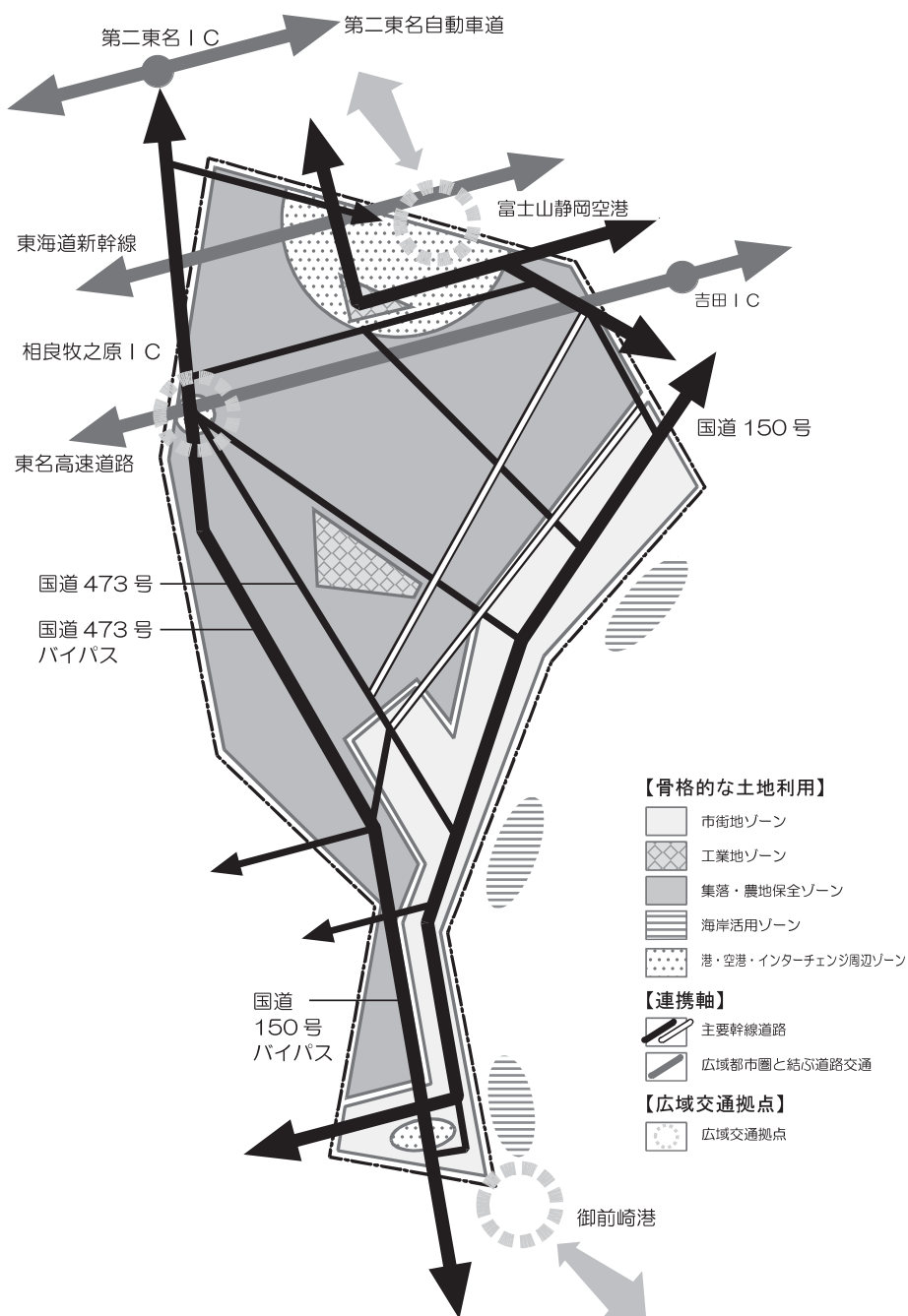
(2) 連携軸

- ・市外との広域的な連携を促進するため、富士山静岡空港や御前崎港、相良牧之原インターチェンジなどの広域交通拠点とまちをネットワークする幹線道路の整備を推進します。
- ・市内の連携・一体化を促進するため、地域内の幹線道路の体系的な整備を進めます。

(3) 広域交通拠点

- ・観光や交流を促進し、地域産業を活性化する拠点として、静岡県と国内外を結ぶ富士山静岡空港の整備を促進します。
- ・県中西部における物流、産業開発などの拠点として、御前崎港の活用を図ります。
- ・観光や交流、広域都市圏との物流を促進する拠点として、相良牧之原インターチェンジの活用を図ります。

＜将来都市構造図＞



第2 関連計画など

1 「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立の促進と美しい国土の創造ー」

(五全総) (策定年次：平成10年 目標年次：平成22年～27年)

基本目標	多軸型国土構造形成の基礎づくり
基本的課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全と暮らしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構築 5 世界に開かれた国土の形成

2 静岡県総合計画 (計画期間：平成14～22年度)

基本理念	富国有徳 創知協働
基本目標	豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」の実現
施策の分野別 基本方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 「環境の世紀」を拓く“持続可能な社会”づくりを進めます 2 健康で心ふれ合う“安心社会”づくりを進めます 3 地震災害・事故・犯罪等に備えた“安全社会”づくりを進めます 4 独創性のある“元気な産業”づくりを進めます 5 世界に広がる“出会いと交流”の基盤づくりを進めます 6 未来を拓くため何かができる“意味ある人”づくりを進めます 7 “多彩な自己実現”の機会づくりを進めます

3 富士山静岡空港を生かした地域振興計画 (計画期間：平成18～22年度)

基本理念	大交流・大競争の時代、空港が拓く“しずおか”の未来
基本方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 静岡空港と国内外各地を結ぶ路線や便数の確保・充実を図ります。 2 観光やコンベンション、農林水産業、商工業等において、戦略的な振興策を展開します。 3 国内外との多彩な交流による活力ある県づくりや静岡空港を生かした防災対策の充実・強化を推進します。 4 静岡空港の立地効果を全県的に波及させる広域的な交通・情報ネットワークを形成します。 5 本県の新たな玄関口となる空港周辺地域の地域づくりを推進します。

2章 実現のための基本姿勢

本計画は、牧之原市におけるまちづくりの基本的な方向性や主な施策を示しています。牧之原市においては、本計画に基づき、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整え、まちづくりを着実に推進します。

市民においては、本計画に示される市民主体のまちづくりに関し積極的に取り組むことが望まれます。このための情報提供を進めるとともに、市民の活動を支援する仕組みを整え、市民が活躍できるまちとします。

行政においては、国や県の積極的な支援を求め、周辺市町との連携を図るとともに、役割・使命を再確認し、牧之原市の自立性を高め、効果的・効率的で市民本位の社会資本の整備とサービスの提供ができるよう行政内部の横のつながりの一層の強化を図ります。

特に行財政改革については、多様化する行政課題や市民ニーズに柔軟に対応できる組織を編成し、地方分権時代を担う行政体制を拡充し、限られた財源を有効に活用するために、市民の視点に立ち政策形成過程を重視した方針決定を行い、施策の選択と集中、効果的な市政運営を行います。

牧之原市においては、市民・NPO・事業者・行政の協働を基本としながら、地域における資源を最大限に活用し、各種の施策を推進することで、まちの魅力や活力をつくるとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します。

3章 主要課題の展開

主要課題の展開に当たっては、市民主体の活力ある地域社会を実現するために、「市民の力」を基本とし、市民が活動しやすい環境の整備、市民による公共、公益のサービスの推進や行政との協働の仕組みづくりを進めていきます。

(1) 情報

本市の持つ個性・魅力を発信できる仕組みづくりに関することに取り組みます。

また、行政情報のより積極的な公開、市民にとってのわかりやすい情報提供に関することに取り組みます。

(2) 自治体経営

自治に関する基本的な制度などを整備し、効率的で開かれた市役所の実現や施設の活用に関することに取り組みます。

また、市民と行政がそれぞれの主体性を尊重しあいながら協力・協働していく活動の拡大に関することに取り組みます。

(3) 子育て

子育て中の親子などに対する市民同士の支えあいや親子が自由に遊べる場、保護者の交流の場である「ひろば」に関することに取り組みます。

また、子どもの健やかな成長を地域で見守っていく仕組みづくりや子育ての楽しさを実感できる環境づくりに関することに取り組みます。

(4) 健康、福祉

市民自らの心身の健康保持・増進のための取組、関係機関との連携、市民に対し適切な情報の提供などに関することに取り組みます。

また、高齢者の培った豊かな知識などを活かせるような就業・起業の仕組みづくりに関することに取り組みます。

さらには、障がい児・者の自立生活の実現や誰もが安全で気軽に移動できるコミュニティバスなど、公共交通サービスに関することに取り組みます。

(5) 生涯学習

心豊かな体験や本に親しむ環境づくりに関することに取り組みます。

また、子どもの成長を支援していくネットワーク、年齢性別問わず自分らしさを発揮できる仕組みづくり、スポーツを通じて市民相互の交流や郷土の自然を再発見し、未来に残す活動に関することに取り組みます。

(6) 環境

市民、事業者、行政が協働で、ごみの発生・排出抑制、再使用・再利用などの促進に関する取り組みます。

また、良好な景観づくりや、市民・事業者・行政の環境問題への取組など、環境活動に関する取り組みます。

(7) まちの活性化

交流・集客などのまちづくり、牧之原の持つ個性・魅力の発信に関する取り組みます。

また、まちを支える産業の担い手、農作物のブランド化や中小企業・商店街の活動に関する取り組みます。

(8) 安全社会

市民、事業者、行政の連携による市民の生活の場の安全確保や改善を図る活動に関する取組を進めます。

また、防災に対する地域力を高める活動や犯罪のない地域環境づくりの推進に関する取り組みます。

第1 みんなが主役 想いが実現するまち

1 地域の力を発揮するコミュニティづくり

《基本的な考え方》

- 「コミュニティビジネス支援事業」により、地域と密着した経済活動を行うことによって、地域の内発的発展を目指します。
- 「コミュニティ活動推進事業」や「コミュニティ、ボランティア活動の広報啓発」などにより、コミュニティ活動支援対策の推進や活動拠点の整備を進めるとともに、コミュニティ意識の高揚を図ります。
- 「住民自治組織の構築」や「コミュニティ施設の有効利用」などにより、市民の自主的なコミュニティ活動を促進するための条件整備を進めます。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
集会施設の整備率 (%)	67.1	70.4	区や町内会が実施するコミュニティ活動がしやすい集会施設への整備の割合

《施策・主な事業の体系》

(1) 地域活動の支援

① コミュニティビジネス支援事業

配食や送迎・リサイクルなど、地域や自治組織において実施するサービス事業やコミュニティビジネスとしての立ち上げ、運営に対しアドバイザーの派遣など、その支援を行います。

② コミュニティ活動推進事業

地域の活力を生み出し、心豊かでふれあいのあるコミュニティを形成していくため、住民の主体的な参加・運営によるコミュニティ活動及びその拠点となる集会所などの施設整備を推進します。

③ コミュニティ、ボランティア活動の広報啓発

コミュニティグループの紹介や、活動情報などを提供するためのホームページの開設や情報誌発行などの支援を行います。また、コミュニティ情報や地域情報の受発信について、インターネットを利用した市民放送局の開設を支援します。

(2) 地域活動の施設や体制整備

① 住民自治組織の構築

自治会と市が密接に連携し、行政情報の提供を積極的に進め、公の領域について協働を進める中で、地域の課題は地域で解決できるよう支援を進めます。

② コミュニティ施設の有効利用

市内各施設の利用状況や催し物などの情報が共有できる各施設間ネットワークの構築などのシステムづくりを行い、コミュニティ施設が有効利用できるよう進めます。

2 ボランティアやNPOなどみんなが活躍するまちづくり

《基本的な考え方》

(1) 地域活動の支援

- 「市民活動を支援する組織の整備」や「NPO等育成・支援事業」、「市民との協働によるまちづくりセンター設置の検討」などにより、誰もが安心して、ボランティア活動に参加できる仕組みを整備していきます。
- 「まちづくりネットワーク設立」により、ボランティア活動の情報交換や交流を通じて、ボランティア団体の連携を促進します。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
フォーラムのテーマ別グループ（数）	16	20	問題解決の場であるフォーラムのテーマ別検討グループ延べ数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
NPO法人数（団体）	2	5	NPO法に基づく認証法人団体数

《施策・主な事業の体系》

(1) テーマ型活動の支援

① 市民活動を支援する組織の整備

市民やNPO、ボランティア、企業、行政などにおいて、協働のまちづくりを推進するため、市民活動を支援する行政組織の整備をはじめ、市民と行政との調整機能など、その仕組みを整えます。

② NPO等育成・支援事業

NPOなどの設立や活動に対する助言、情報の提供などを行います。

(2) 活動体制や人材育成の推進

① 市民との協働によるまちづくりセンター設置の検討

市民と行政の協働によるまちづくりの重要な拠点となるよう、各団体との調整を図りながら、センターの仕組みやその運営方法について、市民とともに検討を行います。また、協働のコーディネーターとなる人材育成に努めます。

② まちづくりネットワーク設立

市民やNPO、ボランティア、企業、行政などが相互に連携・協働し、市民が持つ多才な能力や経験をまちづくりに活かす「まちづくりネットワーク」を設立します。

3 市民の力を活かす仕組みづくり

《基本的な考え方》

- 「協働に関する第三者評価」などにより、説明責任を確立し自治能力の向上を図ります。
- 「市民との協働によるまちづくり基本条例制定の検討」や「男女共同参画プランの策定」などにより、市民参加の一層の推進を図るための条件整備を進めます。
- 「シティーセールス戦略の推進」などにより、本市の魅力を市内外に積極的に発信します。
- 「行政情報の公開推進」などにより、透明で公正な行政の確立を目指します。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
ホームページアクセス回数（回／日）	700	1,400	一日に市のホームページにアクセスされる回数
指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
まちづくり基本条例などの制定	0	3	協働に関わる市民参画条例などの件数

《施策・主な事業の体系》

(1) 市民参画の仕組みづくり

① 協働に関する第三者評価

協働が着実に遂行され、市民参画の成果が確実に行政の計画決定や、その執行に反映されているかなどの検証を行います。

② 市民との協働によるまちづくり基本条例制定の検討

これからの行政運営の基本的理念やルールを定め、継続的に市民自治によるまちづくりの展開が図られるよう、その基本となる条例制定に向け市民とともに取り組みます。

③ 男女共同参画プランの策定

性別にとらわれず、一人ひとりがその個性と能力を発揮できるまちづくりを進めるため、男女共同参画プランを策定します。

(2) 情報の交流と共有の推進

① シティーセールス戦略の推進

市民とともに、地域資源を活用した魅力やイメージを創造し、それらを戦略的に情報発信することで、市の活性化を図るシティーセールスを推進します。

② 行政情報の公開推進

広報紙やホームページ、メールマガジン、出前講座などにより、行政情報を市民に積極的に公開・提供し、情報の共有化を図り、市民参画を推進します。

4 効率的・効果的な行財政の運営

《基本的な考え方》

- 「行政評価システムの導入」により、評価システムを積極的に活用し、健全な財政を維持しつつ、施策の質の向上を図るとともに、「民間活力の積極利用」により、定型的業務や専門性の確保が求められる業務などについて民間委託を推進します。
- 「人事考課制度（人事評価システム）の導入」などにより、人材の育成と能力・業績を重視した人事給与制度への改革を推進します。
- 「広域連携の推進」により、生活圏に合った行政サービスを提供するとともに、能力・規模の拡大による機能の向上を図ります。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
職員定数見直し数（人）	426	408	職員適正化計画に基づく職員定数の見直し数

《施策・主な事業の体系》

(1) 事務事業の見直しと行財政改革

① 行政評価システムの導入

事務事業の目的とその効果を分析し、より効率的、効果的な事業の推進を図るための全庁共通のツールとして、行政評価システムの導入を進めます。真に機能するシステムを構築するため、十分に検討した上で、第一段階として、事務事業レベルで試行段階を経て本格導入を目指します。

② 行政改革懇談会の役割強化

行政改革の取組状況について、市民などで構成する行政改革懇談会の意見を聞きながら進行管理をし、実効のある行政改革を推進します。

③ 事務事業の効率化

市民サービスの向上を図るため、行政事務と民間への業務委託との両立により事務事業の効率化を図ります。

(2) 行政組織のスリム化と施策遂行力の強化

① 民間活力の積極利用

行政効率の向上を図るため、指定管理者制度やPFIの導入、市民、企業、NPO、ボランティアなど、さまざまな民間活力を効果的に活用します。

② 人事評価システムの充実

行政課題に的確に対応していくために、職員個々の能力や実績を総合的に評価したデータを処遇や人材育成に結びつけ、勤労意欲の増進と公務能率の向上を図るなど、適正な人事評価システムを導入します。

(3) 広域行政の推進

① 広域連携の推進

事業や事務の共同処理や自治体間による事務委託などにより、効率的な公共施設の運営や事務処理を図るため、行政区域の枠組みを越えた広域的な行政運営を推進します。

第2 支えあい学びあう幸せのまち

1 心豊かに充実して暮らせるまちづくり

《基本的な考え方》

- 「生涯学習推進大綱」の推進や「生涯学習・地域学習推進事業」により、生涯にわたって自らの興味や関心に応じて多様な学習ができる環境を整備します。
- 「体験学習推進事業」により、青少年を健やかに育む環境の整備を進めます。
- 「目指せ「健康都市」創造事業」により、市民総ぐるみのきめ細かな健康づくり運動を展開します。
- 「すくすく健康支援事業」により、市民に身近な母子保健サービスの充実を促進します。
- 高齢者の生きがいと健康づくりや、世代間交流などの拠点施設として「さがら子生れ温泉」を活用します。
- 「地域福祉計画」の推進や「福祉コミュニティ活動推進事業」などにより、地域・民間・行政の適切な役割分担や連携の下に、総合的、計画的な取組を進め、地域福祉活動の促進を図ります。

《数値目標》

指標名	H18	H22	指標の意味
生涯学習塾の受講者数(人)	2,231	2,300	生涯学習塾(田沼塾、はりはら塾)を受講した人数

指標名	H18	H22	指標の意味
図書館の利用者数(人)	20,020	22,000	1年間に図書などを借りた人数

指標名	H18	H22	指標の意味
基本健診の受診率(%)	66.4	56.8	市民が基本健康診査を受けた割合(H20より対象が国保被保険者のみとなる見込みであるため、策定時の受診率を下回る。)

指標名	H18	H22	指標の意味
3歳児の虫歯罹患率(%)	26.0	24.1	3歳児・5歳児で虫歯がある子どもの割合
5歳児の虫歯罹患率(%)	65.2	55.3	

指標名	H18	H22	指標の意味
地域福祉計画の策定	0	1	地域福祉計画策定の有無

《施策・主な事業の体系》

(1) 生涯学習社会を目指すまちづくり

① 生涯学習推進大綱策定事業

市民の生涯学習活動を推進し、よりよい生涯学習社会を形成するために、市民参加により基本的な指針を明らかにする生涯学習推進大綱を策定します。

② 生涯学習・地域学習推進事業

市民の生きがいとなる多種多様な生涯学習の機会を提供します。また、その学習成果を発表したりする場を設けることで、豊かな生涯学習社会の形成を推進し、併せて地域における学習活動の実施への支援も行います。

③ 体験学習推進事業

市民にさまざまな社会奉仕体験・自然体験・職業体験などの学習機会を提供し、地域の教育力や社会性を育むための事業を行います。

④ 図書館建設事業の検討

市民の読書活動の推進を図るため、既存図書館などの有効的な活用方法及び将来のあり方（新たな図書館の建設など）について市民とともに検討します。

(2) 健康づくりの推進

① 目指せ「健康都市」創造事業

保健計画に基づく健康づくり・介護予防事業を推進し、市民との協働を図りながら総合的に健康増進を図るとともに、健康都市の実現を目指します。

② すくすく健康支援事業

妊娠期からの健康診断・相談・教育などを母子に対して行い、心身における疾病の早期発見、健康の保持増進を推進します。また、予防接種を個別化することにより、感染症の予防を図ります。

③ 温泉の活用

さがら子生れ温泉を市民の健康増進施設として広く活用します。また、市内外との交流の場及び地域活性化の拠点施設となるよう、各種イベントなどを開催し、安定した活用を目指します。

(3) 地域で支えあう福祉の推進

① 地域福祉計画策定事業

今後、市の福祉全体の進むべき方向を明らかにし、地域福祉を総合的に推進するための計画を策定します。

② 福祉コミュニティ活動推進事業

社会福祉協議会やボランティアの活動に対する支援や、ボランティアの育成などを行い、地域における福祉活動を推進します。

2 生涯安心のまちづくり

《基本的な考え方》

- 「次世代育成支援地域行動計画」の推進、「地域子育て支援事業」などにより、行政、関係団体などとの連携の下に、社会全体で子育てを支援する体制整備を進めます。
- 「保育施設等整備事業」により、施設設備の計画的な整備を促進します。
- 「多様な保育サービス事業」により、保育需要の多様化に対応し、多様な保育サービスを提供します。
- 「地域支援事業」や「いきいき高齢者対策事業」などにより、生きがい活動・社会参加の促進を図ります。
- 「在宅介護支援センター」や「地域包括支援センター」を中心に、高齢者の生活全般にわたる地域ケア体制の構築を促進します。
- 高齢者保健福祉計画に基づく「老人福祉施設整備事業」により、施設整備を計画的に進めます。
- 「障がい者計画」の推進により、障がいのある人の自立と社会参加を目指す施策を推進します。
- 「医療体制整備事業」などにより、必要な施設・設備の改善に努めるとともに、医療従事者を確保し、安定的に医療が提供されるよう努めます。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
地域子育て支援センターの利用者数(人)	13,800	15,000	1年間の利用者数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
保育施設などの耐震化率(%)	9.1	—	耐震化も含めた保育施設などの耐震化率(—は検討中)

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
介護予防事業の予防効果率(%)	12	20	事業対象の高齢者人口5パーセントのうち、予防効果があった割合

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
介護保険施設・居住系施設整備数(施設)	7	12	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づいた介護保険施設・居住系施設の整備数

《施策・主な事業の体系》

(1) 子育て支援の推進

① 次世代育成支援地域行動計画策定事業

次代を担う子どもたちと、その家庭を支援し、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境整備をするため、地域の生活環境・教育環境・子どもの安全・就労環境を含めた幅広い領域における行動計画を策定します。(平成 21 年度において平成 22 年度から 5 年間の第 2 期計画を策定)

② 地域子育て支援事業

地域子育て支援センターでの育児相談や親子交流事業などを充実させ、子どもをもつ親たちが抱える子育てについての不安を解消するなど、地域の子育てを総合的に支援します。

③ 保育施設等整備事業

平成 18 年度に設置した保育園等施設整備計画協議会で、公立保育園及び幼稚園施設の耐震化や統合整備などに関する検討・協議を行い、整備計画に基づいて計画的に整備します。

④ 多様な保育サービス事業

増加する共働き世帯のニーズへの対応や、育児疲れの保護者を支援するために、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスを検討し、市民が安心して子育てを行う環境を提供します。

(2) 高齢者福祉の充実

① 介護予防・生活支援事業

要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象に、介護予防事業（運動器の機能向上、認知症予防など）を実施するとともに、高齢者の良好な心身の状態維持や、自立した生活が送られるよう、必要な生活支援事業を行います。

また、在宅で介護を行う家族への在宅福祉事業も併せて実施します。

② いきいき高齢者対策事業

高齢者の生きがいづくりや健康づくりに資する事業を行い、地域における高齢者の自主的な活動を支援します。

③ 在宅介護支援センター運営事業、地域包括支援センター運営事業

高齢者に対し、保健福祉サービスを適時供給し、かつ効果的・効率的に提供できるよう、訪問・相談・調整などの役割を担います。

④ 老人福祉施設整備事業

介護保険事業計画で定めた事業量と、高齢者保健福祉計画で算定した整備必要量に基づき、市内の老人福祉施設、短期入所施設、通所介護施設などを整備します。

(3) 障がい者福祉の推進

① 障がい者計画推進事業

障がい者計画を基に、障がい者の自立と、社会参加を推進するための施策に関する事業を行います。

② 障がい者授産施設等整備事業

障がい者の就労訓練及び職業の提供を行う授産施設などの耐震化などを、障がい者計画に基づき整備します。

③ 障がい者の地域生活支援

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援事業などの実施により、日常生活の支援を行います。

(4) 地域医療の充実

① 医療体制整備事業

市民が安心できるよう救急医療体制を充実し、多様な医療ニーズに対応するため、医療機関の体系整備を図ります。また、災害時医療救護体制の整備を推進するなど、医療環境の整備・充実に努めます。

3 文化を高め知恵を活かして学びあうまちづくり

《基本的な考え方》

- 個々の教育的ニーズに応じた「特別支援教育」を推進します。
- 「学校施設整備事業」により、学校施設の整備を計画的に進めます。
- 「家庭教育学級推進事業」などにより、家庭教育への支援を進めるとともに、父親の家庭教育参加の促進を図ります。
- 「子どもを育む地域教育推進事業」などにより、学校・家庭・地域の連携強化を進めます。
- 「青少年健全育成事業」などにより、豊かな人間性と高い規範意識を持つ青少年を育成します。
- 「歴史資源活用事業」や「文化施設整備・改修事業」などにより、文化財の保護・保全などを進めるとともに、芸術や文化などに親しむ機会や情報を提供します。
- 「生涯スポーツ振興事業」や「総合型地域スポーツクラブ」の設置などにより、生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境を整えるとともに、スポーツイベントの開催を支援します。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
家庭教育学級への参加率 (%)	64	75	小学1年生及び中学1年生の児童・生徒数に対する家庭教育学級参加者の割合

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
体育館（学校施設）の耐震化率 (%)	45.5	100	体育館（学校施設）の耐震化が完了した割合

(1) 学校教育の充実

① 特別支援教育の対応

心身に障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育支援を行います。

② 学校施設整備事業

地域の防災拠点となる学校体育館の耐震化を早期に進めるなど、児童生徒の安全を確保するとともに、老朽化した学校施設を計画的に補強・改修し、よりよい教育環境を提供します。

(2) 家庭や地域による教育の充実

① 家庭教育学級推進事業

子育ての段階に応じた家庭教育学級を開設し、その内容の充実を図りながら、家庭における教育力の向上を目指します。

② 子どもを育む地域教育推進事業

地域社会における教育力を高めるため、小学校区などを基本単位に協議会を設置し、家庭・地域・学校が連携することで子どもを育む体制づくりを進めます。

③ 青少年健全育成事業

青少年の非行を防止し、犯罪から保護するために、各種団体と連携協力して非行防止活動を実施するとともに、市民ボランティアなどを活用した事業を推進します。

(3) 地域の文化を守り育てるまちづくり

① 歴史資源活用事業

歴史・文化に対する市民の意識を高揚するため、地域に存在する貴重な文化財などを保護し、それらを有効的に活用した事業を推進します。

② 文化施設整備・改修事業

老朽化した榛原文化センターの耐震補強及び改修工事を行います。また、市のさまざまな文化・芸術に関する施設の在り方について検討します。

③ 国民文化祭・しずおか 2009 への参加

市の自然や歴史・文化の特色を全国に発信するため、国民文化祭に参加します。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

① 生涯スポーツ振興事業

スポーツに関する教室・大会・イベントを、幅広い年齢層を対象とするなど、内容を充実させることで、市民一人1スポーツの推進を図ります。

② 総合型地域スポーツクラブ整備事業

市民のスポーツに対するニーズが多様化する中、地域で多種目のスポーツを子どもからお年寄りまでが気軽に楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブの設置を推進します。

③ スポーツ施設整備事業

市内の屋内スポーツ、屋外スポーツの活動拠点となる社会体育施設の整備を推進します。

第3 知恵や技術を活かした活力あるまち

1 地域産業を活性化するまちづくり

《基本的な考え方》

- 「担い手育成支援事業」や「農地流動化推進事業」などにより、担い手農家を育成し、中核となる農業者や団体の育成を図ります。
- 「農業生産基盤整備事業」や「農業近代化施設整備事業」、「農村保全管理事業」などにより、農業生産性の向上、農村の生活基盤の整備、中山間地域などの振興など、総合的な整備と振興を図ります。
- 「食の安全・安心推進事業」などにより、安全・安心で新鮮な農産物の提供に向けて取り組みます。
- 「つくり育てる漁業の推進事業」により、栽培漁業の推進を図り、資源の増殖を推進します。
- 「商店街環境整備事業」や「活力ある商工業推進事業」などにより、地域住民の生活を支え、人の集まる商店街づくりを進めます。
- 「技術労働者育成・支援事業」により、優秀な技能を備えた労働者を育成します。
- 「事業資金支援事業」により、中小企業の円滑な資金調達の支援や経営改善、経営基盤の強化を図ります。
- 「企業者支援事業」により、商工会などの取組を支援し、商業などの活性化を進めます。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
認定農業者数（人）	371	423	担い手農業者として認定を受けた農業者数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
茶園区画整理面積（ha）	105	114	市内の茶園区画が整備されたほ場面積

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
工業出荷額（億円）	5,700	6,500	市の年間工業出荷額

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
勤労者住宅取得利子補給制度利用件数（件）	0	20	勤労者住宅取得利子補給制度を利用して、住宅を取得した件数

《施策・主な事業の体系》

(1) 農業・漁業の振興

① 担い手育成支援事業

新世紀ビジョン推進計画（農業施策年度別計画）による茶園基盤整備への支援活動、認定農業者の育成、経営改善支援活動や家族経営協定の推進を行います。また、認定農業者を対象に、機械化補助、改植補助などの農業振興事業を推進します。

② 農地流動化推進事業

農地保有合理化事業や農地銀行が持っている情報の活用などにより、農地の貸し借りなどの利用調整を行い、認定農業者への農地集積を推進します。

③ 農業生産基盤整備事業

畑地かんがい、農道整備、区画整理、用排水路整備事業やほ場整備事業などを推進します。また、田園空間整備事業などのソフト事業を実施します。

④ 農業近代化施設整備事業

農家の施設改善や機械化を図るため、農業近代化資金利子補給制度や、地域農業用施設などの整備の補助を行います。

⑤ 農村保全管理事業

ため池等整備事業、湛水防除事業及び災害復旧事業などにより農地の保全を図ります。

⑥ フライト農漁業推進事業

富士山静岡空港を活用した農漁業（地場製品の販売）の推進や特産品の宣伝啓発を行います。

⑦ 特産品ブランド化推進事業

静岡牧之原茶や施設園芸などの市特産品のブランド化を推進します。

⑧ 農業法人化推進事業

ビジネス経営体の育成を図るための支援を行います。

⑨ 遊休農地活用事業（市民農園等）

農業委員会の指導により、遊休農地を利用して、市民農園などとしての活用を推進します。

⑩ 食の安全・安心推進事業

お茶の安全安心への取組をはじめ、農協や農薬販売会社と連携し、農薬適正使用・生産履歴の記帳などの徹底を図り、地域が一体となった安全・安心なものづくりを推進します。

⑪ つくり育てる漁業の推進事業

ワカメ、アラムの栽培型漁業の推進、マダイ、ヒラメの放流事業を実施します。

⑫ 水産振興対策事業

沿岸漁業の生産性の向上を図るため、漁業者に対する漁業近代化資金利子補給制度や、漁業協同組合が行う漁具倉庫の改修など、水産振興対策施設整備事業への支援を行います。

⑬ 沿岸漁場整備開発事業

磯焼けの著しい榛南海域において、大規模な藻場回復を図るための事業を推進します。

⑭ 漁港改修事業

地頭方漁港港口に発生する反射波を解消し、船舶の安全航行を図る対策として小規模局部改良を実施します。

(2) 商工業の振興

① 商店街環境整備事業

商店街の街路灯などを改修し、商店街のイメージアップと良好な環境づくりを進めます。

また、県の「いきいき商店街づくり事業」を活用し、イメージアップを推進します。

② 活力ある商工業推進事業

商店街の環境整備など、商工団体などの地域特性を活かした商工業の活性化を推進します。

③ 技術労働者育成・支援事業

優秀な技能を備えた労働者を育成することで地域産業の活性化を図るとともに、技術労働者の安定した生活に資するために、榛南建築訓練校への事業などの支援を行います。

④ 事業資金支援事業

中小企業事業資金利子助成制度に基づき融資を行う金融機関に対し、利子の一部を助成することにより、中小企業の負担を軽減します。

また、商工業振興資金利子補給金交付要綱に規定する公的資金により融資を受ける中小企業者に対して、その利息の一部を補給し、中小企業者の経営安定を支援します。

⑤ 雇用環境整備支援事業

勤労者の福利厚生などの雇用環境の整備を図るため設立された、榛南地区勤労者共済会、榛南労働者福祉協議会への支援を行います。

また、勤労者が住宅を取得する際の借入れに対して利子補給制度などを確立し、勤労者の住宅取得を促進します。

さらに、民間賃貸住宅などとの協調により、勤労者のための住宅の確保を推進します。

⑥ 企業者支援事業

商工会に補助金を交付することにより、商工会が行う企業支援を図ります。

また、市内の中小企業に対し、国・県などの低利かつ長期の融資制度をPRし、中小企業者の経営の安定を図ります。

(3) 異業種・異分野交流の促進

① 異業種交流促進事業

商工会と協力し、市内企業を中心とした異業種交流の組織化を図ります。

② 産業振興複合施設整備事業

商工業や農漁業あるいは観光など、市内の有機的な利用を考慮した産業振興施設として、地場産品・新商品の開発・販売などに利用できる複合施設を民間と協働して整備します。

2 活力ある次世代産業を創造するまちづくり

《基本的な考え方》

- 「富士山静岡空港ターミナル及び周辺活用事業」や「御前崎港周辺活用事業」などにより、富士山静岡空港や御前崎港の物流機能の整備、ポートセールスの推進などを通じて、国際競争力を有する物流ネットワークの形成を図ります。
- 「企業誘致推進事業」により、高速交通体系を活用した企業立地を促進します。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
企業立地数（件）	1	5	企業誘致により、新たに市内に進出した企業数

《施策・主な事業の体系》

(1) 臨空型、臨港型産業の創出

① 富士山静岡空港ターミナル及び周辺活用事業

富士山静岡空港周辺に関連施設が集約されるよう、環境の整備を図ります。また、空港ターミナル事業への参画を促します。

② 御前崎港周辺活用事業

御前崎港後背地の利用については、港湾関連物流施設などの計画的な土地利用を推進します。

(2) 企業誘致の推進

① 企業誘致推進事業

市税の増額による財政基盤の安定と市民所得や雇用の安定による安心できる暮らしなど、自立した市の実現を目指すために、企業誘致の推進と立地企業の定着及び規模拡大の支援を行います。

また、企業の求めるスピードに応じて迅速な対応ができる行政の体制を整備します。さらに、立地に必要な用地については、市民からの遊休地情報を集約するなど、市民と行政が連携して提供していきます。

(3) 産業雇用の支援

① 起業者支援事業

市内中小企業者及び個人の創業などの際に、国・県などの低利かつ長期の融資制度をPRし、創業時の負担を軽減します。また、新聞、ホームページなどで富士山静岡空港を活用する事業を行う起業者を全国公募します。

② 産業雇用支援ネットワーク事業

商工会・企業・教育機関と連携して、産業界が求める人材の確保を図り、産業振興を促進するためのネットワークの構築を推進します。

3 まちのイメージを高め魅力的な交流を図るまちづくり

〈基本的な考え方〉

- 「観光資源活用事業」や「観光イベント支援事業」、「観光施設整備事業」などにより、観光客の多様なニーズにあったサービスの提供、観光地の再構築などを図り、質の高い商品・サービスが提供される観光産業の健全な発展を目指します。
- 「観光情報発信事業」や「誘客促進事業」などにより、国際化、情報化に対応した誘客宣伝活動の充実、強化を図ります。
- 「国際交流推進事業」や「姉妹都市交流事業」、「青少年海外研修事業」などにより、文化・教育・産業などの多彩な分野で広く海外との交流を展開し、相互の理解を深めるとともに、市民参加型の国際交流を推進するための体制を整備します。

〈数値目標〉

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
地域観光ルートの開発 (件)	0	2	地域観光資源を活用した観光ルートの 開発件数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
広域観光ルートの開発 (件)	0	1	空港を活用した広域観光ルートの開発件数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
マリンスポーツ大会の 開催(回)	2	3	全国規模のマリンスポーツ大会の年間開催 回数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
市観光案内看板の設置数 (箇所)	0	15	市内に設置する新たな観光案内看板の設置 箇所数

(1) 観光振興とまちのイメージのアピール

① 観光資源活用事業

美しい海岸をはじめ、歴史、文化、産業資源を活かした観光ルートの開発や広域ネットワーク化を推進します。

② 観光イベント支援事業

観光協会などが実施する誘客イベントへの支援や、新たな観光イベントの開発・地域活性化イベントへの支援を推進します。

③ 観光施設整備事業

市観光案内看板の設置や海岸部への駐車場整備などを推進します。また、新たな観光振興に伴う施設の整備を図ります。

④ 観光情報発信事業

イベント、宿泊情報などの観光情報を、インターネットなどを活用して全国へ発信します。また、映画やテレビドラマ、CMロケ撮影をスムーズに進めるフィルムコミッションの体制づくりを推進します。

⑤ 誘客促進事業

市のキャンペーンガール、シンボルマーク、シンボลมスコットなどを創出し、県内外へのキャラバン隊派遣や誘客に努めます。

⑥ マリンレジャー推進事業

海水浴シーズンオフの海岸活用を図るため、全国レベルのマリンスポーツ大会の誘致やマリンスポーツ教室などを開催し、市におけるマリンレジャーを推進します。

⑦ 体験学習型観光推進事業

農業、漁業、観光施設を含めた体験施設の登録制度の導入や体験学習冊子の作成により、修学旅行などの体験学習型観光の推進を図ります。県の担当部局及び県観光協会と連携し、市内観光協会が中心となり、冊子の作成・体験施設との連携やコース設定を行います。

(2) 姉妹都市・友好都市交流の推進

① 地域間交流事業

地域間相互の友好関係を推進するため、市民や団体が行う交流事業を支援します。

② 国際交流推進事業

市民の国際感覚の醸成を図るため、国際交流協会の活動を支援するとともに、富士山静岡空港の開港により、特にアジア諸外国の都市との交流を推進します。

③ 姉妹都市交流事業

児童生徒の交流や市民による文化・スポーツの交流を推進し、姉妹都市の長野県松川町並びに友好都市の青森県三戸町及び熊本県人吉市との友好関係を深めます。

④ 青少年海外研修事業

姉妹都市ケルソー市やオーストラリアなど、海外でのホームステイを通じて、外国語に親しみ、異なる文化や生活様式を体験することで、広い視野をもち、国際理解を深めます。

第4 うみ・そら・みどりと共生するまち

1 自然と共生するまちづくり

《基本的な考え方》

- 「環境基本計画」に基づき、環境行政への総合的、計画的な取組を推進します。
- 「自然環境保全・復元事業」や「海・川・里山の活動拠点ネットワーク事業」などにより、市民参加による環境保全を推進するとともに、自然体験学習などを開催し、自然保護に関する意識の啓発を図ります。
- 「地球温暖化対策推進事業」や「環境に優しいエネルギー導入推進事業」などにより、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化の防止への取組とともに、環境への負荷が少ないエネルギーへの転換を進めます。
- 「生活環境対策推進事業」などにより、公共用水域や地下水の水質汚濁の防止に取り組むとともに、市民の清潔な生活環境の保持を図ります。
- 「循環型システム推進事業」により、廃棄物が資源化され、循環する環境への負荷が少ない社会を構築するとともに、発生した廃棄物を適正に処理する体制を整えます。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
エコアクション21の 認証事業所数（事業所）	0	60	指標名と同じ

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
一人1日当たりの 一般廃棄物排出量（g）	969	880	市民一人が1日に排出する一般廃棄物の量

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
ごみの再生利用率 （リサイクル率）（%）	20.69	30.00	集団回収による再利用及び資源化されるごみの合計量をごみ全量（排出量と集団回収量の合計）で割った率

《施策・主な事業の体系》

(1) 自然と共生する暮らしの推進

① 環境基本計画策定事業

環境の現状と課題を市民から意見を聞くなどの住民参加により把握し、目指すべき市の姿を実現するための施策について、市民と行政などとの協働により計画を策定します。

② 自然環境保全・復元事業

市民の大切な財産である海・川・里山などを後世に継承するため、市民、環境団体などとの協働により、自然環境の保全・復元活動を実施します。

③ 海・川・里山の活動拠点ネットワーク事業

各種団体が行っている自然環境の保全・復元が、幅広く、大きな活動へと発展するよう、個々の活動拠点のネットワーク化を推進します。また、そのネットワークを活かして自然体験学習も実施します。

(2) 人にやさしい環境をつくろう

① 地球温暖化対策推進事業

説明会などの開催により地球環境に対する意識や知識の高揚を図るとともに、その対策についての情報提供を行い、取組を支援していくための協議会を設置します。

② 環境に優しいエネルギー導入推進事業

小型風力発電システム、太陽光発電システムなどの新エネルギーシステムの導入を、財政支援などにより推進します。また、バイオマスエネルギーについても、調査研究を進めていきます。

③ 生活環境対策推進事業

水環境の保全のため、河川や地下水、事業所などの水質調査を実施します。また、環境監視員などと連携して、騒音や悪臭などに対する改善対策や不法投棄に対する防止対策に努めます。

④ 循環型システム推進事業

循環型社会の構築に向け、説明会などの開催により廃棄物の発生抑制及びリサイクルなどの「3R」の推進を図るとともに、マナーアップ条例などの制定に向けての検討を進めます。

2 みんなで築く安全・安心なまちづくり

〈基本的な考え方〉

- 「防災計画」の推進や「防災対策推進事業」などにより、防災体制の強化や防災施設の整備など、きめ細かな防災対策を推進するとともに、家庭や事業所における対策や自主防災組織活動を促進します。
- 「住宅・建築物等耐震化促進事業」や「公共施設耐震改修事業」により、住宅・建築物などの耐震化や施設整備を推進します。
- 「海岸保全施設整備事業」や「自然災害防止対策事業」などにより、高潮や津波被害の防止などを推進するとともに、土砂崩壊による災害の予防対策を推進します。
- 「消防団活性化事業」や「常備消防の広域的再編事業」、「消防防災施設整備事業」などにより、地域の自主防災組織や消防団組織の充実強化、地域の実情に応じた消防の広域化などの促進、消火や救急搬送体制の整備充実、活動拠点の整備などを進め、地域の防災体制を強化します。
- 「交通安全対策推進事業」や「交通安全施設整備事業」などにより、交通安全意識の高揚や道路交通の安全対策を推進します。

- 「防犯まちづくり推進事業」などにより、地域の自主的な安全活動との連携による犯罪の未然防止対策などを推進するとともに、「消費生活相談事業」により自立する消費者の育成・支援に取り組みます。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
家庭内家具等転倒防止器具取り付けサービス事業利用世帯数（戸）	350	1,600	事業対象世帯である65歳以上のみの世帯1,600戸の内、事業を利用し家庭内家具等転倒防止器具を取り付ける世帯数

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
牧之原市耐震改修促進計画耐震化率（%）	73	80	建築物耐震改修促進法に基づき、都道府県は平成27年を目標に耐震化率を公共施設100%、その他民営施設90%とする耐震改修計画を策定しなければならないため、市もこれに併せて耐震化を促進する率

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
人身事故発生件数（件）	471	440	1年間に市内で発生した人身事故の件数

《施策・主な事業の体系》

(1) コミュニティが支える防災のまちづくり

① 防災計画策定事業

災害対策基本法に基づき、市の防災に関する総合的な計画である地域防災計画を一般、地震、原子力のそれぞれに対して策定します。

② 防災対策推進事業

実効的な防災訓練の実施、自主防災組織化のためのリーダー養成、学校及び自主防災連絡会議の推進、地域でつくる防災対策プログラムの支援などを実施します。

③ 住宅・建築物等耐震化促進事業

耐震診断の実施とともに、支援制度の利用などによる住宅・建築物などの耐震化を推進します。

④ 公共施設耐震改修事業

災害時の避難所などとなる市内の体育館をはじめとする公共施設の耐震化を推進します。

⑤ 公営住宅整備事業

低所得層住宅困窮者のセーフティネットの構築のため、公営住宅の整備を実施します。また、公営住宅ストック総合活用計画を策定し、公営住宅の効率的な活用と耐震性の向上を図ります。

⑥ 防災無線行政無線整備事業

固定型及び移動可能型の同報無線を市内全域で統合し、デジタル化を推進します。また、地域防災無線についてもデジタル化を市内全域に拡大整備していきます。

⑦ 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

地頭方漁港海岸の想定津波高が現況の堤防高より上回っているため、堤防のかさ上げを実施します。

⑧ 自然災害防止対策事業

公共用地の法面保護、ため池の漏水防止など、災害防止の対策事業を実施します。

(2) 地域に根ざした消防体制の確立

① 消防団活性化事業

団運営の効率化と安定した団員確保体制を構築するため、分団の統廃合、団員定数の見直しを進めるとともに、消防団活動への理解を深める啓発活動を実施します。

② 常設消防の広域的再編事業

市を所管する消防署については、牧之原市御前崎市広域施設組合と吉田町牧之原市広域施設組合で構成していることから、広域圏の再編などを踏まえて、常設消防についても広域的再編を目指すよう検討を進めます。

③ 消防防災施設整備事業

安全で火災に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽の整備や消防ポンプ車の更新などを計画的に実施します。

(3) 地域における安全・安心な暮らしの確保

① 交通安全対策推進事業

交通安全推進組織の強化、交通安全指導員の確保、指導体制の強化などを図ります。

② 交通安全施設整備事業

交通弱者の安全を確保するため、交通安全施設（カーブミラー、区画線、信号機、横断歩道、自歩道）の整備を実施します。

③ 防犯まちづくり推進事業

自治会をはじめとする各種団体と行政、学校、警察などの協働により、地区安全会議（仮称）の立ち上げを支援し、防犯灯の設置整備を実施します。

④ 消費生活相談事業

消費者への情報提供、消費生活相談の充実や消費者団体の活動支援を図るなど、市民一人ひとりが自立した消費者として行動できるように支援します。

3 うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり

《基本的な考え方》

- 「富士山静岡空港の整備促進」や「新幹線新駅設置要請事業」により、空港周辺地域については新幹線新駅設置を働きかけていくなど、空港ターミナルを中心とした高次都市機能の集積を含め、都市の形成を促進します。
- 「御前崎港の整備促進」により、官民一体となったポートセールスなどを実施し、御前崎港における国際海上コンテナ貨物などの利用拡大を図ります。
- 「地域融合幹線道路事業」や「都市計画道路事業」により、周辺地域などを連結する地域幹線道路などの整備を推進し、地域の活力を育む道路交通ネットワークの構築を図ります。
- 「景観形成推進事業」により、自然、歴史、文化などの地域の特性を活かした美しい景観の形成を進めるとともに、「花と緑のまち推進事業」などにより、花と緑のまちづくりを推進します。
- 「国土利用計画」や「農業振興地域整備計画」などにに基づき、住宅地・商業地・工場・農地など、土地利用の特性に基づいた機能分担と連携を図ります。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
都市計画道路の整備率 (%)	34	48	山の手幹線、天の川大江線、細江1号幹線などの都市計画道路の整備率

《施策・主な事業の体系》

(1) 広域交通拠点の整備

① 富士山静岡空港の整備促進

静岡県の空の玄関口として、また、新たな文化や産業創造拠点としての富士山静岡空港の整備を県と共に推進します。空港周囲部については、自然環境及び地域環境との共生を目標に整備・保全・復元に努めます。

② 御前崎港の整備促進

静岡県中西部地域の物流拠点として、県、御前崎市とともに整備・促進利用活動を推進します。また、御前崎港後背地については、計画的な土地利用と誘致を進めます。

③ 東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置要請事業

東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会などの諸団体と連携しながら、JR 東海・国に空港直下の新駅の設置を要請します。

(2) 幹線道路体系の整備

① 地域融合幹線道路事業

相良地区及び榛原地区の市街地を結ぶ路線を、地域融合路線として整備します。

② 都市計画道路事業

都市計画決定を受けた市街地の幹線道路を、計画的に整備します。

(3) 良好な景観の保全と創出

① 景観形成推進事業

市の景観に関するガイドラインを策定し、自然的景観の保全、市街地における良好な景観形成や歴史・文化に配慮した街並形成を推進します。

② 花と緑のまち推進事業

牧之原市花の会などの活動を支援し、地域の環境美化を推進します。

(4) 計画的な土地利用の推進

① 国土利用計画策定事業

国土利用計画法第8条の規定に基づき、市全域における土地の利用に関する基本的事項を定め、計画を策定します。

② 都市計画マスタープラン策定事業

都市計画法に基づいて実施される土地利用の誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などの根拠となる牧之原市都市計画マスタープランを策定します。

③ 農業振興地域整備計画策定事業

農業振興の方向性を定める農用地利用計画、生産基盤計画、近代化施設整備計画、安定雇用に関する計画、農村生活環境の整備計画などを策定します。

4 暮らしを豊かにする生活基盤づくり

《基本的な考え方》

- 「生活道路の整備及び管理」により、生活道路の整備促進と質的向上を図ります。
- 「都市下水路等の整備」により、市街地の雨水排除を促進します。
- 「土地区画整理事業」により、都市機能の充実とともに、良好な都市づくりを進めます。
- 「橋りょう整備事業」により、陸路の寸断を防止し、人員や緊急物資などの輸送を円滑に実施するため、耐震補強などを行うとともに、「水道施設整備事業」などにより、ライフラインの耐震化を促進します。
- 「河川改修事業」などにより、河口閉塞の解消や護岸などの治水施設の整備と併せて行う水辺空間の整備を推進します。
- 「生活排水対策事業」により、地域に適した生活排水処理施設の整備促進を図ります。
- 「地域間交通充実事業」などにより、バス路線の確保に努め、バス交通の利便性の向上を図ります。
- 「地域情報化推進事業」により、IT利活用による地域・行政情報化の推進を図り、市民生活や市民サービスの向上を図ります。

《数値目標》

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
市道の整備率 (%)	58	59	1,642路線(平成17年4月現在の延長726.6km)のうち整備済み延長の割合

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
準用河川の改修率 (%)	58	59	60河川 (平成17年4月現在の延長68.4km)のうち改修済み延長の割合

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
老朽配水管(石綿セメント管)の更新率 (%)	89	95	石綿セメント管の耐震化による整備済み延長の割合

指 標 名	H18	H22	指 標 の 意 味
電子申請で申請される割合 (%)	0	50	電子申請が可能な申請・届出数のうち、電子申請で行われる割合

《施策・主な事業の体系》

(1) 快適でうるおいのある生活基盤の整備

① 生活道路の整備及び管理

国県道と地域間を連結する道路や生活に密着した道路の拡幅などの整備を実施するとともに、既存生活道路の管理を行います。

② 都市下水路等の整備

市街地の浸水被害の解消を図るため、都市下水路の新設や既存都市下水路の断面を大きくするなどの整備を実施します。

③ 土地区画整理事業

農業的土地利用から都市的土地利用への見直しを図るなど、居住性や自然環境を整えた利便性の高い良好な住宅地の整備を推進します。

④ 橋りょう整備事業

道路改良・河川改修に伴う橋りょうの架け替えをはじめ、老朽橋の架け替え、耐震化などの落橋防止事業を実施します。

⑤ 河川改修事業

断面が狭く流下能力が不足している河川の解消と併せて、自然環境に配慮した多様な河川改修を実施します。

⑥ 水道施設整備事業

上水の安定供給を図るため、配水池や老朽配水管(石綿セメント管)の耐震化や水圧不足に対応するための布設替、増径工事などを実施します。

⑦ **生活排水対策事業**

合併処理浄化槽の普及を促進することにより、生活排水による水質の汚濁解消を図るとともに、住宅密集地の公共下水道の検討を進めます。

⑧ **緑の基本計画策定事業**

市民と行政が一体となって、体系的・総合的に緑豊かなまちづくりを推進する基本計画を策定します。

⑨ **公園整備事業**

住民参加による協働や郷土種の利用など、環境に配慮し、身近な公園や自然公園の維持管理などの整備を実施します。

(2) 公共交通の充実

① **地域間交通充実事業**

市民の公共交通手段として、自主運行バスを継続して運行します。また、コミュニティバスなどの運行に取り組みます。

(3) 情報基盤・ネットワークの整備

① **地域情報化推進事業**

誰でも簡単に情報機器を利用できるような環境整備を図るとともに、超高速ネットワーク基盤の整備を推進し、電子申請や施設予約など、市民サービスの向上を図るためのシステムを構築します。

5章 市における県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

知恵や技術を活かした活力あるまち

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
1 地域産業を活性化するまちづくり	かんがい施設や農道、ため池などの農業生産基盤施設の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業（大井川用水地区） ・国営附帯県営かんがい排水事業（大井川用水地区） ・経営体育成樹園地再編整備事業（牧之原榛原地区、牧之原相良地区） ・経営体育成樹園地再編整備事業（牧之原榛原地区、牧之原相良地区 2期） ・経営体育成基盤整備事業（勝間地区） ・湛水防除事業〔施設改修〕（榛原第二機場） ・県単独空港関連農地開発事業（切山大旗地区）

うみ・そら・みどりと共生するまち

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
1 自然と共生するまちづくり	海岸の浸食や砂利化を防止する施設の整備を促進する。	・榛原港海岸環境整備事業
	豊かな動植物の生息・生育空間の確保・安全を促進する。	・地域自然環境保全事業
2 みんなで築く安全・安心なまちづくり	土砂災害を未然に防ぐために、急傾斜地崩壊対策や砂防事業を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・柿ヶ谷地区急傾斜地崩壊対策事業 ・橋柄地区急傾斜地崩壊対策事業 ・片浜地区急傾斜地崩壊対策事業 ・白井地区急傾斜地崩壊対策事業 ・三栗川左支川通常砂防事業 ・堀切川県単通常砂防事業
3 うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり	御前崎港の県中西部地区における国際海上ターミナル機能の整備を促進する。	・御前崎港
	富士山静岡空港及び関連する施設の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山静岡空港整備事業 ・東海道新幹線富士山静岡空港新駅設置への働きかけ ・臨空公園整備事業
	円滑な自動車交通と交通安全を確保するために、幹線道路の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・(一) 榛原金谷線道路改築事業 ・(一) 榛原金谷線特定交通安全施設等整備事業 ・(一) 菊川榛原線特定交通安全施設等整備事業 ・静波1号幹線県単独街路整備事業 ・(主) 細江金谷線道路改良事業 ・(主) 吉田大東線道路改築事業 ・(主) 吉田大東線歩道新設事業 ・(国) 150号歩道新設事業 ・(国) 150号バイパス道路改良事業 ・(国) 473号相良バイパス道路改良事業 ・(国) 473号道路改良事業

	合併に伴い、都市計画区域における都市計画基礎調査や都市計画区域マスタープラン策定を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・広域都市計画区域・都市計画マスタープラン ・広域都市計画区域・都市計画基礎調査
4 暮らしを豊かにする生活基盤づくり	水害や津波・高潮被害を防止するために、二級河川の改良を促進するとともに、親水・水辺空間の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝間田川改修事業〔旧空港関連〕 ・勝間田川地震高潮対策事業 ・坂口谷川河口閉塞対策 ・萩間川広域基幹河川改修事業

2 静岡県に要望する事業

うみ・そら・みどりと共生するまち

施策分野	主要事業概要	地区・路線名
2 みんなで築く安全・安心なまちづくり	土砂災害を未然に防ぐために、急傾斜地崩壊対策を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼地区急傾斜地崩壊対策事業 ・笠名地区急傾斜地崩壊対策事業
	海岸の浸食や砂利化を防止する施設や海岸保全施設の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設整備事業 ・海岸陸間電動化事業
3 うみ・そら・みどりを活かした魅力あるまちづくり	円滑な自動車交通を確保するために、また、安全な生活環境を形成するために、道路整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・(一) 相良浜岡線道路改良事業 ・(一) 榛原金谷線道路改良事業 ・(一) 榛原金谷線歩道新設事業 ・(一) 菊川榛原線歩道新設事業 ・(主) 細江金谷線(現道拡幅) ・空港アクセス道路(通称 南原ルート) ・(国) 473号(井原浜丁線) ・(国) 150号(大江波津線) ・(国) 150号バイパス(南遠幹線、榛南幹線) ・(国) 150号歩道・側溝設置事業
4 暮らしを豊かにする生活基盤づくり	水害を未然に防ぐために、老朽化している護岸の修繕を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝間田川改修事業 ・新溝川・箆川河川改良事業 ・部ヶ谷川河川改良事業 ・白井川河川改良事業 ・須々木川河川改良事業 ・東沢川河口部津波対策事業 ・坂口谷川補助修繕事業

資料編

1 総合計画審議会条例

○牧之原市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 9 号

設置

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、牧之原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

任務

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、市の総合計画の策定及びその実施に関し必要な事項について調査審議する。

2 審議会は、市の総合計画推進上必要な事項に関し、市長に意見を述べることができる。

組織

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域住民の代表者

(3) 公共的団体等の代表者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び副会長

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

会議

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

関係者の意見聴取

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

庶務

第 7 条 審議会の庶務は、企画部秘書政策課において処理する。

委任

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に行われる審議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

2 牧之原市総合計画審議会委員名簿

(会長・副会長の他は 50 音順 敬称略)

会 長 **坂本 光司**
静岡文化芸術大文化
政策学部・同大学院教授

副会長 **増田 光判**
区長会代表

委 員 **板倉 小右衛門**
ハイナン農業協同組合
代表理事専務理事

内田 義久
矢崎部品株式会社
榛原工場総務部部长

大石 捷次
相良町商工会会長

大石 玉枝
牧之原市花の会会長

委 員 **大関 住男**
牧之原市議会議長

川島 啓司
牧之原市議会
総務委員長

杉本 彰子
NPO 法人活き生きネット
ワーク理事長

鈴木 干城
牧之原市教育委員会
委員長

谷澤 喜保子
元合併協議会委員

西原 忠
元合併協議会委員

委 員 **林 智美**
フォーラムまきのほら

平井 一之
社団法人静岡県環境資
源協会事務局長

増田 仁
牧之原市議会副議長

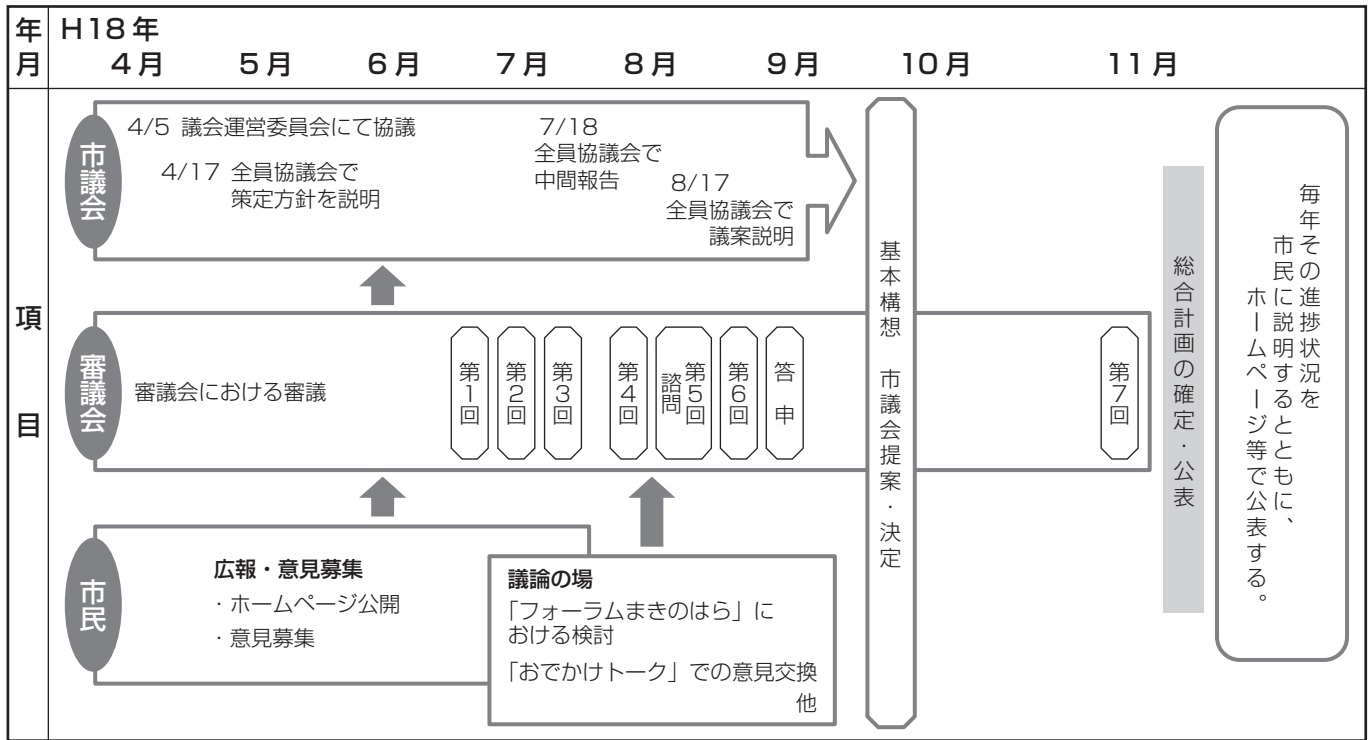
三浦 進
牧之原市国際交流協会
会長

茂庭 将彦
榛原総合病院院長

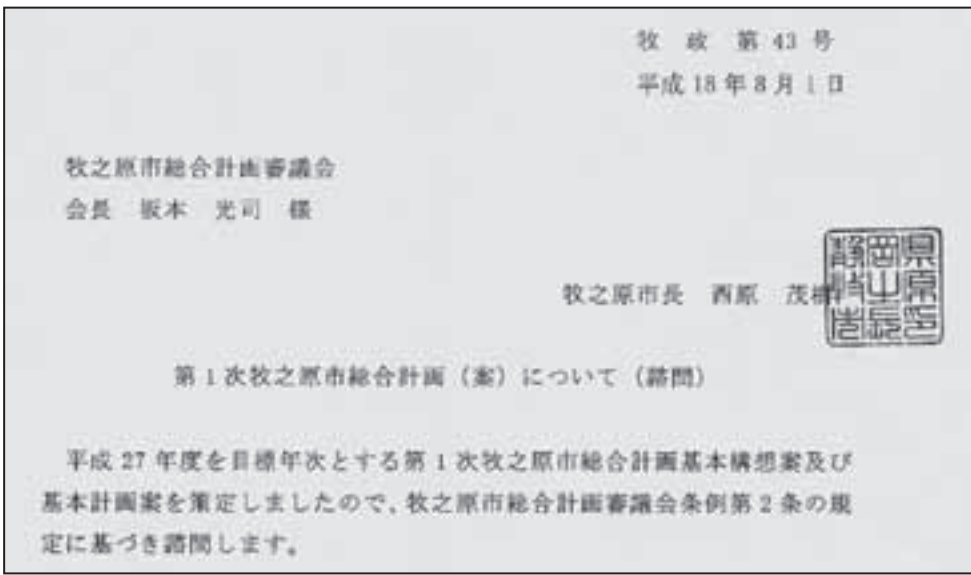
渡邊 美穂子
元合併協議会委員

3 計画策定の主な経過

年 月 日	会 議 等	概 要
平成 18 年 4 月 5 日	議会運営委員会	策定の進め方について協議
17 日	議員全員協議会	策定方針を説明
6 月 5 日	総合計画審議会 (第 1 回)	策定について・意見交換
29 日	総合計画審議会 (第 2 回)	構成案の検討・協議・意見交換
7 月 2 日	総合計画審議会 (第 3 回)	市内研修視察
12 日	庁議	構成案説明・基本構想案確認依頼
18 日	議員全員協議会	中間報告
24 日	総合計画審議会 (第 4 回)	構成案の検討・協議 主要事業 (案) について
8 月 1 日	総合計画審議会 (第 5 回)	諮問 基本構想案・基本計画案について
9 日	総合計画審議会 (第 6 回)	基本構想案・基本計画案について
10 日	庁議	議会上程案の説明
17 日	議員全員協議会	議案説明
18 日		答申
9 月 28 日	9 月議会	基本構想議決
10 月 5 日	庁議	基本計画案・戦略プラン確認依頼
10 月 12 日	議員全員協議会	基本計画案・戦略プランの説明
10 月 30 日	総合計画審議会 (第 7 回)	基本計画案・戦略プランの説明
		基本計画案の承認 戦略プランは毎年改訂・公表 同日、基本計画市長決定



4 諮問・答申



平成 18 年 8 月 18 日

牧之原市長 西原 茂樹 様

牧之原市総合計画審議会
会 長 塚本光司

第 1 次牧之原市総合計画について（答申）

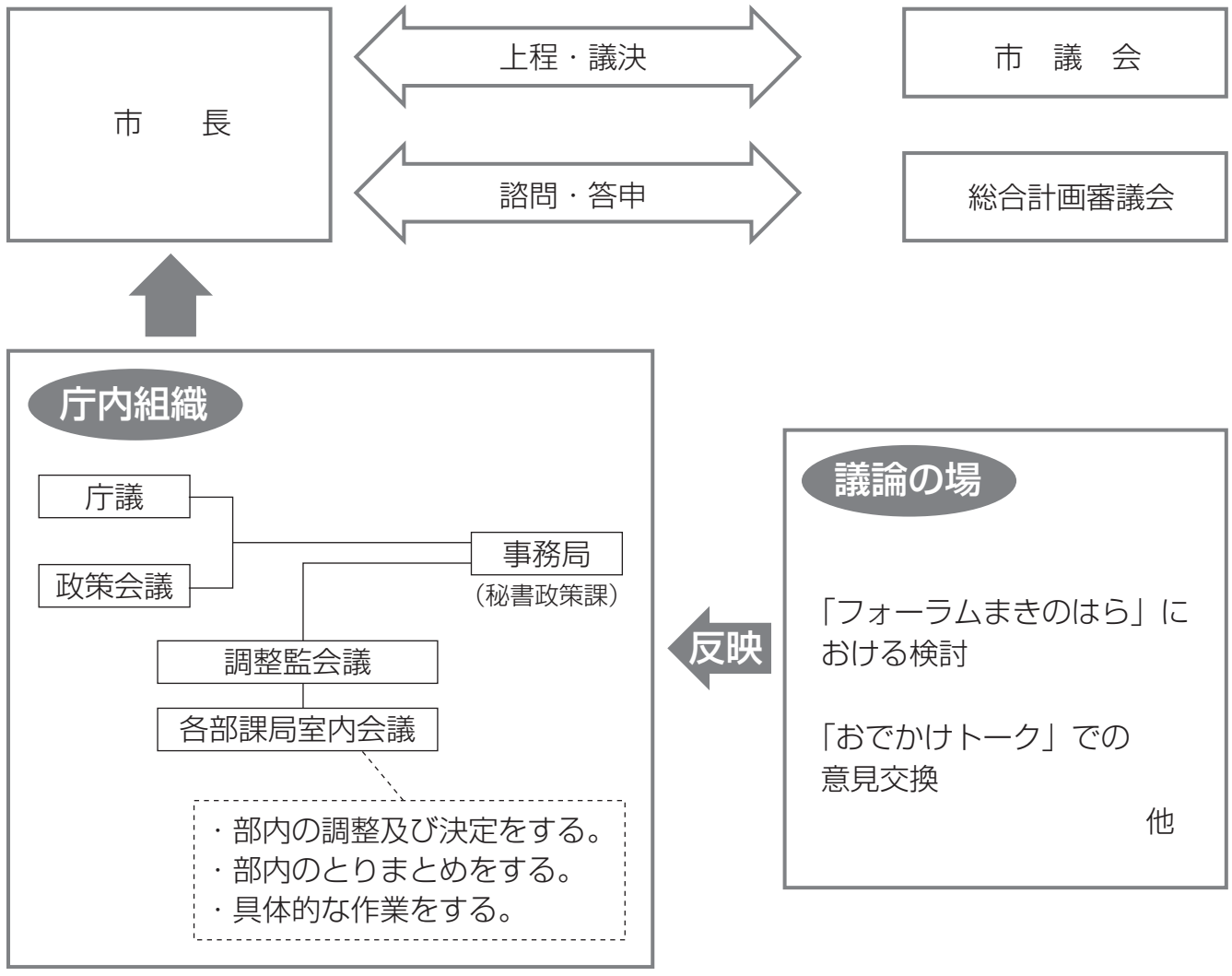
平成 18 年 8 月 1 日付け牧政第 43 号により諮問のありましたこのことについて、審議の結果を取りまとめましたので、別添の「第 1 次牧之原市総合計画」のとおり答申いたします。

市長は、この答申に基づいて、速やかに計画を決定し、その着実な推進を図られるよう要望します。

また、計画の推進に当たっては、計画の趣旨、内容について、市民に周知し、その十分な理解と協力を得るよう努めてください。

なお、審議の過程で、各委員から出された意見については、計画策定にあたり十分尊重されるよう併せて要望します。

5 計画策定体制



6 用語解説

ア行

【アウトソーシング】

「外部供給源の活用」が語意。企業が自社の業務を外部に委託すること。経営の合理化・効率化や財務体制の改善のために積極的に活用されている経営手法。

【インターネット】

世界的規模のコンピューター通信網のこと。職場、家庭にも急速に普及し、情報化社会の実現に貢献している。

【エコアクション21】

環境省が推奨している、中小企業などを主な対象としISO14001をベースとして構成された、取り組みやすい環境経営システムの一手法。広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づき、認証・登録をする。

【NPO(エヌピーオー)】

Non Profit Organization (ノン・プロフィット・オーガニゼーション) の略語で、民間非営利組織のこと。利益追求ではなく、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体。

【NGO(エヌジーオー)】

Non Governmental Organization (ノン・ガーヴァメンタル・オーガニゼーション) の略語で、非政府組織のこと。もともとは、国連と政府以外の民間団体との協力関係について定めた国連憲章第71条の中で使われている用語。国際協力に携わる非政府組織・民間団体のことを意味する。

カ行

【協働(コラボレーション)】

同じ目的のために、協力してともに働くこと。地域社会における協働とは、住民、団体、企業、行政が、今まで以上に協力関係を強め、まちづくりなどを進めること。

【行政評価システム】

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。成果を分析し、政策の質的向上や市民サービスの向上を図ることができる。

【コーホート要因法】

コーホートとは、ある一定期間に出生した集団のこと。コーホート推計法とは、そのコーホートの2時点間における人口変化を基に将来人口を推計する方法。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達するが、その間のその集団の人口は、死亡や転入・転出による移動によって変化することになる。このようなコーホート集団ごとの変化が今後も継続すると仮定し、すべての年齢階層ごとに推計を行い、その結果を積み上げることによって、全体の将来人口を算出する。

サ行

【循環型社会】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処理することによって、石油や森林などの天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のこと。

【製造品出荷額】

事業所が所有する原材料によって製造した製品の年間出荷額のこと。

【総合型地域スポーツクラブ】

地域の誰もが年齢、興味、関心、性別、技能レベルなどに応じて、生涯を通じてスポーツ活動を楽しむための、スポーツクラブであり、市民が運営主体となる。

タ行

【地域子育て支援センター】

子育て家庭の育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援などを行う、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。エンゼルプランにより平成7年から事業が開始された少子化対策の一つで、各地域の保育所などが指定されている。

【地方分権】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

【都市計画道路】

都市計画法において定められた道路。人と車の流れを円滑にし、都市の健全な発展と機能的な都市活動が促進される。

ナ行

【農業産出額】

稲作、野菜栽培、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物の販売額。

ハ行

【PFI(ピーエフアイ)】

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) の略語。民間の資金、経営能力を活用して、公共施設などの建設、維持管理、運営を行い、効率的・効果的な公共サービス提供を行う事業手法。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体、国籍などを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、製品などのデザインをしていこうとする考えのこと。

幸福実現都市
ふれあい ビタミン あいのまち
～うみ・そら・みどりと共に生きる～

第 1 次牧之原市総合計画 H19-H27

平成 18 年 9 月 28 日 基本構想 議決

平成 18 年 10 月 30 日 基本計画 確定

発行 牧之原市

編集 企画部秘書政策課

〒421-0495

静岡県牧之原市静波 447-1

TEL 0548-23-0043

FAX 0548-23-0059

牧之原市ホームページ <http://www.city.makinohara.shizuoka.jp>

E-mail haibara5f@city.makinohara.shizuoka.jp



「マ」の文字と駿河湾・牧之原台地の地勢、そして茶の葉をモチーフに、
「ふれあい ビタミン あいのまち ～うみ・そら・みどりと共に生きる～」
と未来を目指し、協調発展する姿を表現しています。
下部の2つのエレメントは旧2町をも表現しています。